

第十九回 参議院文部委員会會議録第三十一号

昭和二十九年四月二十八日(水曜日)午前十時四十七分開会

委員の異動

本日委員吉田萬次君及び中山福藏君辞任につき、その補欠として横川信夫君及び高橋道男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

雨森 常夫君
木村 守江君
田中 啓一君
高橋 衛君
中川 幸平君
吉田 萬次君
横川 信夫君
高橋 道男君
岡 三郎君
高田なほ子君
永井純一郎君
松原 一彦君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君
野本 品吉君

國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

政府委員

人事院總裁 浅井 清君

人事院事務總局長 丸尾 毅君
法務政務次官 三浦貢之助君
文部政務次官 福井 勇君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君
事務局側

常任委員

竹内 敏夫君

會專門員 工業 英司君

本日の會議に付した事件

○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○教育公務員特別法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。

教育公務員特別法の一部を改正する法律案、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案を議題といたします。

○相馬助治君 議事進行。ちよつと速記をとめて。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(川村松助君) 速記を始め

○高田なほ子君 須藤先生の質問に入ります前に、憲法式典のことについてお尋ねをしておきたいと思うわけであり、衆議院の議運でかねて問題に

なつておることでございますが、憲法式典をとりやめる、こういうような院側の主張でございしますが、この憲法発布の日の式典は新しく日本の憲法に副つて日本の祝日が定められたのであります。文部省としては新しい祝日の取扱ひについては従来どういうような方法をとつて来られ、又今回の憲法式典をとりやめることに對して文部省はどういうような態度をおとりにな

○國務大臣(大達茂雄君) これは内閣でやつておりましたことで、文部省として特にこの式典に直接の關係はまつておりません。只今文部省としてどう

○高田なほ子君 新らしい祝日はやつぱり法規で定められておるものであり、又それは文部省としても当然その祝日の取扱ひというやうなものに關しては従来いろいろと指導やら勧告やらがございしました。ただ内閣が今までやつて来たということでございますけれども、折から憲法改正などというやうなために憲法式典をとりやめるのではな

が、關係の一人として、日本のこの憲

法の式典を祝うということは私どもとしては誠に意味の深いことである、こ

○國務大臣(大達茂雄君) これは国民の祝日に関する法律という法律があり

この点は問題ではないのであります。た

やなしに、別に従来特別の式典を、式

から祭日については問題はない。ただ

何とかいふ話を実はよく知りません

するやうな氣持からこの式典をやめる

ということであることはあり得ないこ

○高田なほ子君 私ら大臣の御意見

要求で毎年やつてきたが、われわれ

たのだ、こういう考え方に對しては私

又院の責任のあるものというやうな不

たこの祝いの日をただ単にアメリカが

やらせたというやうな言ひに對して

あなたはどのような措置をおとりになられますか、お伺いしたい。(「それは大池さんに言えいいじやないか」と呼ぶ者あり)

○國務大臣(大達茂雄君) これは法律の定めた国の祭日であります、祝日でありますから、この祝日の規定を變更するということであれば、これは法律の問題であり、政府が提案をし、或いは国会において議員から提案があつて法律改正の問題になります、今お諮み上げになりましたので、私も或る程度わかつたのですが、式典をするかしないか、これは祭日の問題とは別個の問題であります。アメリカから強要されて来たというふうな、今お諮みになりましたが、どういうことでありますか、占領時代には実質的に強要されるされんの問題ではなくして、主権がアメリカにあつたのでありますから、これは占領下でありますから、だから或いはアメリカからそういうことをしたほうがいいという話があれば、これはまあせざるを得ないということであつたろうと思ひますが、独立後、占領時代と独立後のそこに日本のそういう政府の行動についてのアメリカの発言というものが違つて来ておる。恐らく何ではないでしょうか、独立したことであつて、日本だけの、日本政府だけの考へでやるとすれば、そう毎年特に式典をしなくても、五年目とか十年目とかいうふうにしてやつたほうがいいのじやないかと、こういう意見があるのじやないでしょうか。それであれば、その非常に大きな問題と考へる必要もないと思ひますが、これは強要されたというふうなここに書いてあります、が、強要されたということじやなし

に、戦争中は、軍の、アメリカ進駐軍のほうでそういう意向があればこれはやらざるを得ないという関係はあつたと思ひます。

○高田なほ子君 私はくだるわけでは決してございませんが、ただこういうような考への下に憲法式典というものを取扱うということに対しては、甚だ私は遺憾だと思ふ。やはり日本の、独立した日本として、又日本の国民として憲法を守つて行こう、又その憲法の基礎において国を發展させて行こう、こういうような精神というものは飽くまでこれは活かさなければならぬものであり、又我々がこの法律を規定したその責任においてもそう歪曲した考へ方に対しては正しい方向に持つて行かなければならぬという義務すら感ずるわけでございます。どうぞ今大臣はこういうふうな発言に対してはやはり正しい方向に持つて行かれるように御努力願ふと共に、この五月三日の日にもろ／＼あらゆる場合を通して憲法の式典というものを本心に心から喜び合へるような措置がとられますよう大臣としても手際よく御協力をお願いしたい、こういうふうな考へるわけであります。

○須藤五郎君 私は少しMSAとこの法案との関連について先ず最初お尋ねいたしたいと思ふのですが、どうも私たちが／＼な方面から考へますと、この法案はMSAと深い関係があるというふうな結論が出て来るのですが、文部大臣はどういうふうな考へておられますか。

○國務大臣(大達茂雄君) この法律案はMSAの受入れと何の関係ございません。

○須藤五郎君 全然関係ないと言つておられますが、吉田総理も国会で、重要法案が解決しない間は、とにかく檢察庁法の十四条を適用してまで汚職議員を逮捕させない、そういう非常手段、非常手段と言ひますか、非常手段ですが、そういう手段までとつてこの教育法案を通そうと言つておるとは、これは吉田総理のお言葉でも明らかなんだ。それは皆MSA関係法案がずつと一連として並べられておるわけですね、要するに軍機保護法や防衛関係法案、それから警察法案、それにこの教育法案、この五つが重要法案だと緒方副総理も言つておられますが、これはどう考へてもMSAに一連の関係のある法案だということは吉田総理も言外に私は言つておると思ふのです。これは国民はすべてそういうふうな理解をしておると思ふのですが、どうですか。

○國務大臣(大達茂雄君) MSAだけが國務でもなければ政策の全部でもありません。でありますから、重要法案と言ふ場合に、MSAに關係したもの、が重要法案だというふうな御解釈願つておるようであります。私はそれは思ひません。国民全部がそう思つておるということではあります。私も国民の一人であります。そういうふうな、理論上から言つても、そのMSAに關係するものでなければ重要法案でない、重要法案と言つた以上はMSAに關係があるに違ひない、こういう論理は私は承認できません。

○須藤五郎君 併し私たちが今度の吉田政府のつたやり方は、どうも日本人の国民感情から言つて理解できないものです。どうも日本人の常識では考へ

られない態度を今度吉田政府はとつておる。即ち何と言ひますか、植民地政治家の態度だ。国民に責任をとるのでなくして、アメリカに責任をとつておるような態度だと思ふのであります。そういう点から考へてこのMSAとこの法案との間には緊密な關係があるというふうな私たちは考へるわけ

です。

○國務大臣(大達茂雄君) 吉田総理の発言なり或いはその態度についてのあなたの御感想は、これは御感想として、私から何も申上げることはありませんが、併しこの法案とMSAと關係があるということは、私から言つて強弁だと思ひます。何も理論的にどこの法案がMSAに關係してあるか、私は理解に苦しみません。あなたがそういうふうな考へる、あなたのみなならず国民の殆んど全部がそう思つておると断定せられることは、私は全く理解し得ない。

○須藤五郎君 或る人がうまいことを言つておられますが、ワシントンで發布された新編教育勅語、即ち池田・ロバートソン会談をこういふふうな新編教育勅語だと、こういうふうな言つておられますが、(笑聲)このロバートソン会談で、これは昨年の十月二十五日の朝日新聞所載ですが、ワシントン特派員からの報道として、日本側議事録草案の要旨として、「日本側代表団は十分な防衛努力を完全に実現する上で次の四つの制約があることを強調した。その中の二つをここで挙げますと、「政治的、社会的制約」という条項に、「これは憲法起草にあつた占領軍当局がとつた政策に源を発する。占領八年にわたつて、日本人はいかなることが起つ

ても武器をとるべきではないとの教育を最も強く受けたのは、防衛の任に先づつかなければならない青少年であつた。それからもう一つは、「会談当事者は日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長することが最も重要であることに同意した。日本政府は教育および広報によつて日本に愛国心と自らのための自衛的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである。」

「こういうことが日本側の議事録に載つておる。そういうことがワシントンから特派員によつて報道されている。この点から見ても、この二法案と池田・ロバートソン会談の間には大きな關係があると私は思ひます。如何ですか。

○國務大臣(大達茂雄君) この点から見て大きな關係があると言われまが、その理窟が私にはわからないのです。池田君とロバートソンがアメリカで話をされた。これはその話をした内容が「日本側の政府を拘束するものでないことはこれは当然であります。若し拘束するとなれば、そんな非常識なことはあり得ない。私は池田君とロバートソンがどんな話をされたかというところはまだ、今以て池田君から何も聞いておりません。でありますから、ワシントンで、ニューヨークで、話をしたことが、あたかも日本の文教に対する指令、訓令であるような影響を持つというふうなことは、又私はロバートソンという人はどういふ人か知りませんが、ロバートソンがそんなことを言つたからといつて、それに基いてこの法律案を作つたということは、これは常識からいつても考へられな

と、第八条にあります。これをもうとわかりよく噛みくだいて説明したのが池田・ロバートソンの会談です。こんなわけのわからない文章で国民を騙くらかしているのです。池田・ロバートソンの会談はこの条項をもつと噛みくだいてやつてゐる、即ち日本の政府は教育及び広報によつて愛国心と自衛のための自発的精神を云々という、こういうことを言つてゐる、それであつたはMSAとこの法案は何ら關係はないと言つておられますが、衆議院でもあなたはそんなふうに答えてゐる、今年三月十六日の衆議院の文部委員会で教育の中立性は昨年七、八月頃からですか、山口県の記事の問題からやかましくなつた問題であります。ロバートソンの談といふのはいつでありますか、去年の暮でしょう、これはずつと時間的に違ふのです。何も關係はないのです。と言つてあなたは答えられておるのですが、ところがMSAという

ものは去年の暮から起つた問題ではないのです。

○国務大臣(大遠茂雄君) 一つからで
すか。

○須藤五郎君 MSAは昨年の五月か
らですよ、五月の二十八日にちやんと
衆議院外務委員会においてちやんとそ
ういう発言をされている、MSA問題
が採り上げられ、政府側も受入の準備
を進めておりますということをちやん
と外務大臣が答えているのです。日に
ちを合わすと五月からMSAの下交渉
があつたと見なければならぬ。そのの
中にこういう条項がちやんとあつて、
だから日本の青年が今のままでどう
もアメリカの役に立ちそうにない、
から日本の青年をアメリカの傭兵とし

て使うに役立つような準備をすることが必要ではないかというふうな話が進められ、そうして文部省でいろいろなことを考へておつたときに丁度山口県の日記帳の問題が飛び出して来た、これが幸いとあなたがこれを採り上げて（笑聲）やつたとそういうふうな考へることができると思うが、どうですか。それでもMSAとの関係はないのですか。

○國務大臣（大達茂雄君） あなたの論法を以てすればMSAの問題が起つてから以後の日本政府の施策というものはみんなMSAに關係を持つてゐる、（殆んど）そうです、その通りです」と呼ぶ者あり、こういう議論になります、が、そういう……、これは甚だ失礼であります、が、そういう乱暴な議論は私は全然御同意できません。そういうあなたは私とは全くなると言いますか、論理の扱い方が違いますから、これは同じことを幾らお尋ねになられますとも先ほどの御答弁で一つ御了承を頂きます。MSAの關係はこの法案とは何も關係ありません。これは重ねて申し上げます。

○須藤五郎君 いや／＼そういうふうな逃げてもこれはなんです。MSAの条項から判断しても、池田・ロバートソンの会談のこの趣旨から言つても、要するに日本の教育を変えて「教育及び広報」によつてというのですから、教育から改善して、改革して、そうしてMSAを受入れるのに都合のいいような態勢をあらゆる面において作るうというものがこれはアメリカの狙いです。MSAの協定の中にもちやんとそういうことが出てゐるわけですから、第八條に、それと歩調を合してあなた

がこういうことを考へてゐるのだから、そこには何の關係もないと言つても結果的に言へば關係があると云われても仕方ないじゃないですか。あなたは關係ないと言われるかも知れないが、事實は結果的に關係あると言つても仕方ないでしょう。

○國務大臣（大達茂雄君） あなたは關係あるとお考へになることはあなたの自由であります。ただ關係があるのかどうかというのを政府にお尋ねになるから私は關係ないと申し上げたので、あなたのほうで御判断になることで御判断になることは、これはあなたの御勝手ですが、決してそう思ふんように願ひたいということをお申し上げたので、これは關係あるかどうかということをお尋ねになりますから文部省として關係ありません、こういうことを言つておるのであります。そういうふうなあなたは考へになることはこれはやむを得ません。

○須藤五郎君 文部省としても我々が關係あるかと言へば、はあ關係がありますということは申されないうらう。併し結果的に頭詰めて行けばこれは必ず關係あるというところは明らかになつて来ていると思うのです。だから國民は問題にするわけです。MSAができて、MSAの構想ができて、次にこの二法案が文部当局によつて構想された、そういうことにやはり僕は結論付けられると思うのです。

○國務大臣（大達茂雄君） これはこの法案がMSAに關係がある、こういうことを言う人はこれは須藤君だけではありません。多数と言われますが、多数が少数が知らんけれども、やはりそういうような議論をされる方がありま

す。私は日本人の推理力が發達して非常にこじつけをやる、何でもこじつけがはやり出したというのをびつくりしてゐる、私どもの頭からはこういうものはこじつけとしか考へられない。あなたはさつきMSA協定の八條の規定はこれは表で、表でこれはそういうことを言つてゐるだけで、本当はその内容は池田・ロバートソン会談のほうの本物なんだ。これは表にただこじつけに書いてあるのだといううなことを言われましたが、それでは一体そういう表面の中身の何もないのだけを、それ／＼の日米兩國の国会に提出して、肝腎の本物の池田・ロバートソン会談の内容を、少くとも資料としてでも国会に提出しなければ国会で審議ができないはずなんです。私はそういうことは少くとも私どもの頭では考へられないことなんです。近頃そういう非常なこじつけが、むちや／＼やなこじつけが世の中にはやり出したというのを私も驚いてゐるのです。

○須藤五郎君 それは政府の秘密外交が多くなつた、だから疑うわけですよ。秘密でやつてゐるでしよう。國民の前にこれを話合いたとか何とかだとかいつて……、だから國民は政府のやつてゐる事柄はこうだろつというふうな推測せざるを得なくなつて来るのです。あなたたちの政治がガラス張でやられるなら疑い深いことを何も言う必要はない。事實を言わないから我々は國家を憂ふる立場からいろいろなことまで考へなくちゃならん、その結果はこういうことになつてゐるわけです。先ず反省しなければならんのは政府の秘密政策ですよ、秘密外交政策ですよ。先ずあなたが反省しなければならん。

國民が非常に疑惑深くなつた、あなたたちも非常に詭弁を弄する、疑惑深くなつたというのを國民に押しつける前に、政府は先ず秘密外交をなくさなければならぬです。○國務大臣（大達茂雄君） 御意見として伺つておきます。

○須藤五郎君 答弁は必要ないです。○高田なほ子君 私須藤さんの只今の発言は、大臣はそうおつしやつておりますけれども、これは關係の一人として、やはり日本の政府の關係の一人として、慎重な御答弁を煩わしたいと思ふのです。池田さんはわざ／＼アメリカまで遊びに行つたわけじゃないと思ふ。やはりそれはそれとして、重要な役割を持つてあのロバートソンと會談をされたと思ふ。その會談の議事録というものが、これは日本政府の意図ではないけれども新聞に發表せられ、その結果として新大木大使に対する或る意味での責任の追究がされたということとは、これはもう隠しもない事實だと思ふ。そういう重要な議事録というものは、すでに國民が新聞に發表されて知つてゐる。当然やはり關係の各位もこの議事録というものについてはお目を通され、又これがかなり今後の日本の將來というものについていろいろ影響を持つものであるというところは誰も否むものではないと思ふ。そういうふうな議事録の中でアメリカが強く要望しておるものは、アメリカの急速な再軍備の要求に應えるためには、日本は以下の四つの制約を急速に克服しなければならぬという議事録がある。

本年度の、二十九年年度の一兆億というものは近來稀な緊縮予算である。而

も小笠原蔵相はこの一兆億の緊縮予算に絶対に補正予算を組まない、これは近來稀な私は固い御言明だろつと思ふ。本予算に対して補正予算を断じて組まないというのはいく／＼私は事があると思ふ。即ち池田・ロバートソン會談の中で最も大きな制約を占められるものは日本の貧乏を克服するということだ、日本の經濟を緊縮するということだ、これに應えて國は一兆億予算というものをあいつうに強引に組まれ、同時に制約の改革というものが今日行われてゐる。日本の貧乏を克服するということ、制約の大きな現実の問題として、やはり池田・ロバートソン會談の中にあるこの經濟の克服というものは、今日の一兆億予算と全然關係がないとは考へられない。

第二に考へられることは、予備隊から保安隊にしよう。保安隊から自衛隊に三転してゐる。このことは日本の独自の考へによる、こういうふうにおつしやるかも知れませんが、これは我々は安保条約を締結した日本の政府の立場として、無關係であるとは言えないと思ふのです。アメリカ軍が撤退する前提としての日本の自衛力の漸増である、これはアメリカと全然關係がないとは言えない而もアメリカの今度のロバートソン會談の中で大きな比重を占めてゐるのは日本の再軍備である。それに基くところの自衛力の漸増の改正である、はつきり關係がつけられる。

勿論教育の問題もここに大きな制約の一つとして出されてゐるわけです。今日の占領後八年間における日本の教育は、防衛の直接の先頭に立たなければ

ばならない青少年に対して、精神的な支柱を失わせる平和教育をやられて来たということが教育上の制約として大きく挙げられておるところです。

もう一つ挙げられておるのは、この平和憲法の制約だ。実際日本の国情に適する範囲内においてやるということになれば、これは憲法は改正できないからお預けです。経済の、貧乏を救うということは一兆億予算でできるのです。再軍備促進はつきり防衛二法案を作つてできておる。教育上の制約は教育の方向を変えることによつてこれ

はできるわけです、方向を変えることによつて。それでしよう。その方向については私はあとで質問をして十分に質したいと思いますが、大臣は無関係だというようなことをここではおつしやいますけれども、決して私は、そう空しくおつしやらないければならぬお立場でしようけれども、無関係であるというふうにおつしやるならば、私はもつと／＼例を挙げて申し上げたいくらいです。それは私言えないと思ふ。やはり日本の政府のあり方というものは、ここに率直にあなたは確認なさるべきだと思ふ。全然関係がないなんということはお取消しなさつたらいいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) これは関係があるのならば関係があると申し上げます。関係がないから関係がないと申し上げておるのであつて、それをどうしても関係があると云へと言われども無理です。(笑聲) そういうことは自由強要のようなものなんです。それ無理です。

○高田なほ子君 それは強要するわけじやありません。そうするとMSA協

定はアメリカと全然関係がございませんか。

○国務大臣(大達茂雄君) MSA協定は日本とアメリカとの両国の間の約束協定であります。だから無論関係がございませぬ。アメリカとも関係があれ

ば、日本とも関係がございませぬ。

○高田なほ子君 自衛力の漸増はアメリカと関係がございませぬか。

○国務大臣(大達茂雄君) 自衛力を漸増するために日本の政府が如何なる方法によるかというところは、これはアメリカとの関係するところではないと思ひます。その観念としては、先ほども申さ

れましたが、経済の建直しは、これはもう日本自体の問題であつて、アメリカの指図によつてすべき筋合のものではない。(それは大達茂雄君)と呼ぶ者あり) 又日本の教育をどうするか。自衛力の……

○高田なほ子君 私は自衛力の漸増だけをお尋ねしておる。

○国務大臣(大達茂雄君) 自衛力の漸増というところは、これは日本政府が日本の自衛力を如何にして全うすべきか、これを考えるものは日本政府だけであります。外国から考へてもらう必要はない。その必要の基礎に立つて、その手段としてアメリカと約束をして、その協定を結んで、そうしてそれに役立たせようとするかせんかは、日本政府の自由なる意思によつて決定される。政府と言つては諸弊がありますが、日本国民の自由なる意思によつて決定される。それは協定として国会の意思によつて決定せられる。ですから本質的にアメリカが日本の自衛に関係があるわけではありませぬ。

○高田なほ子君 私は大臣の御答弁は甚だ不満です。何とならば、日本の自衛力の漸増という問題は、これはアメリカと結んだ安全保障協定に基いて、日本の自衛力の漸増について期待を持つておるわけなんです。即ち大臣の御答弁になつておることは、自衛力漸増に対する日本の国の独自の計画というものは、これはアメリカから何ら指図されなくともよいと思ふ。その通りでよいと思ふ。併し日本の自衛力漸増に對して期待をしておるのは、日本だけではありませぬ。アメリカ自体が期待しておるじやありませんか。そうだとすれば、日本の自衛力漸増がアメリカと全然関係がないと言ひ張るあなたは安全保障協定を否認され、行政協定も否認される立場に立たれるならば問題は別個です。少くとも日本政府の關係として、日本の自衛力は全然アメリカと関係がないと言われるならば、なぜこのMSA協定というものを躍起になつて騒がれますか。無関係などとおつしやつてはいけませんよ。一年生に言うことで、そんなことは。

○国務大臣(大達茂雄君) 日本の国をどうして守つて行くか、そのことは日本自身が考えなければならぬことである。日本がどういふふうにあつて欲しいというところは、よその国がそのことを希望するかも知れませぬが、そのことを決定することは日本自身の問題であつて、(そう／＼)と呼ぶ者あり) 他国の容喙すべき限りでない。ただ日本がそれをする場合に、その手段、方法として外国と約束をして、そうしてそれを日本防衛のための方法として採用することは、これは日本の意思によつて……よその国が同意をす

れば、それをやることは日本国民の意思によつてなされることであります。安全保障協定にしたところで、今回のMSAにしたところで、これは日本国民自身の意思によつて決定されて、初めてこれが協定として成立することである。決してアメリカが強要される

とか、アメリカはアメリカの立場があつていふ／＼日本に對して希望するところはありませぬ。これはアメリカが希望することはこれは勝手でありませぬ。この協定の成立というところは、アメリカの意思によつて決して成立しておるのじやない。日本国民の意思によつてその方法がとられる。一家の經濟を……商売をすることは商売する人の自由であります。商売をする必要のためにはいふ／＼取引上の契約をする、これも自由であります。その場合商売をすることが取引先によつて左右せられるという論理は成り立たない。(一方的なものは駄目だ)と呼ぶ者あり)

○高田なほ子君 自衛力の規模内容については日本の国、政府がそれは当然計画もしなければならぬでしょう。ならぬでしようけれども、それではなぜ日米安全保障協定という名前があるのですか。日本の自衛力の漸増と共にここにはつきり書いてあるではありませんか。日本国政府は、國際の理解及び善意の増進並びに世界平和の維持に協同すること、國際緊張の原因を除去するため相互間で合意することがある措置を執ること並びに自國政府が「云々」とあるわけなんです。でありますから、自衛力の漸増ということとはただ単にアメリカとは全然無関係なんだ、そういうような立場に立つておるのではありません、自衛力の漸増と共に世界の平和の

寄与するための軍事的負担を日本が負つておるのです。これははつきりとそうでしょう。そうしたらそのことは全然アメリカと無関係だということは言ひ得ないでしょう。

○国務大臣(大達茂雄君) 先ほども申し上げたようにMSA協定にしたところで、安全保障協定にしたところで、無論相手があることでありますから、日本にも関係してあります。併しそれを成立させることは、日米それぞれの国民の意思によつて決定される。

○高田なほ子君 そうそう、最後は

○国務大臣(大達茂雄君) いずれか片方の意思で片方の意思を強圧することはできない。商売上の取引にしても、お互いの利益としてその取引の契約をするのですが、これは双方の意思によつて決定することでありませぬ。取引が成立した場合に片方が……取引の当事者の甲は乙によつて支配されておる、こういう理窟は成り立たないということをお尋ねしておるのです。

○高田なほ子君 関係があるというところはあながたおつしやるように強圧するといふ意味にはならないと思ひます。そんなものじやないと思ひます。関係というのは協定を結ぶ場合もあるでしょうし、話合もあるでしょうし、それはいずれも関係です。私はそういう意味のことを言つておるのです。最後はそれは日本の政府、国民がきめるということとはあなたの御説の通りです。そういうので、全然アメリカと関係がないのだということは本当に私は詭弁だと思ひます。

話はおひまですけれども、インド支那

の英、米、仏の緊迫した国際情勢の中で、アイゼンハワーがはつきり昨日の新聞にもいろ／＼と書いてありますが、あなたは御覧になったかどうか知りませんが、アメリカはフランス軍を援助するために出兵をするというのです。アイゼンハワーは出兵をするというのです。これはアメリカの意思です。ところがこれに対して日本政府は密接な関連を持つてアジアに協力するのだと書いてあるのです。そういうふうに関係というものは強圧するというような問題ではなくて、いずれもMSA協定というものはそれ自体の中に含まれておるものは、日本の国とアメリカの国とが密接不可分の関連を持つておるものであることを、あなたはやつぱり閣僚の一人として否定なさる筋合いのものではないかと思ひます。

○須藤五郎君 全くMSAと関係がないんというところは高田君も言つたが、大臣、余り不まじめな答弁だと思ひます。今の高田君に対する答弁は、防衛力に対してもみんなすべて日本が考える前にアメリカが考えて行くべきじゃないでしょうか。そうして三十何万の防衛隊を作れとか、何とかということ、全部アメリカから来ておると思ひます。それに対して日本の意思を述べることはそれは述べるでしょう。併し全然アメリカと関係がない措置だということ、私は言えないと思ひます。二つの国で結ぶ条約であるけれども、一方は強国であり、一方は弱小国だ。その二つの国において結ばれる条約は、強国の意思によつて左右されて行くか、狼と羊の相談みたいなことになつてしまふ。だから羊の意思によつてこ

の内容について調べてみなければ言えないことであると思ふ。
○須藤五郎君 併しあなたは前に日教組が、あたかも政治結社のような方向を辿つておるということの例として、大会の運動方針を取上げて、それがあたかもそういう方向に教育を持つていこうとしている意図のあるごとくあなたにこれまで発言をしてきていふと思ふのですが、そういうことはどこの日教組の……
○國務大臣(大達茂雄君) 意図があるというところは言ひません。意図が察知せられると言つておられます。日教組がその政治的主張を掲げて、その題目の下に、政治的な主張を掲げて、そして平和教育は平和闘争の一環としてこれを教室において児童生徒に浸透させなければならぬ、こう言つておる。

教え子をするという方向に、軍国主義的な方向に持つて行つたわけですね。駈り立てて行つた、その結果が非常に悲惨な結果を招いた。それに対して今五十万の日教組の組合員は、先生として再びそういう間違いを起したくないといふことで、非常な自己批判を通して、身を以て今日教育に當つていふと思ふのです。どうしてそういう確信を持つことが、偏向教育と言へるのですか。
○國務大臣(大達茂雄君) 確信を持つことが偏向教育だということ、それは言つたことはありません。ただ自分の確信している一方面的な主張を子供に教えるということ、それは、偏向教育である。

でありまして、併しながらそのことは、一つの形式でありまして、一つの形式だと思ふ。思ふけれども、併し法律が定める学校においてさうなことをしてはならぬといふことは、現行法上はつきり書いてある。これが個人の私塾が何かで子弟を集めていろ／＼講義をして聞かせる場合、そういうことは起り得るでしょう。併しそれは一つの教育であり、一つの形式であると思ひます。併し今日の制度において、偏した教育をしてはならぬと、こういう規定があるわけですね。こういう規定の枠の中でのことを考えてもらひたい。
○須藤五郎君 ともでもないこと、平和でなくちやならぬという教育をするのがどうして一方面的な教育といふことが出て来るのですか。それじやあなたは戦争しようという意思を持つておるのですか。あなたがたが戦争をしようという意思を持つておることに対して学校の先生がそういうことはけしからぬから、平和を守れということを生徒に教える、そういうことが偏向を意味するのですか。その場合でも私は決して一方面的な偏向教育だとは思ひません。平和を守るといふことがどうして政治教育だと、一方面的な偏向教育といふことが言へるのでしょうか。あなたはたゞ／＼私が本会議の質問において、本来教育に中立性なんといふことはあり得ないと言つたことを擱まえて、再三食い下つていふやうであります。ここに戦争をやろうといふ、悪いことをしようといふ一つの主張があつて、それに対して厳正中立といつてそれを批判しないといふやうな

○國務大臣(大達茂雄君) しばしば申上げておられますように、教育には平和教育とか、産業教育、独立教育、これは名前をつけておる。その名前がついたから偏向しておる、さうなことを言つたことは毛頭ありません。逆に平和教育といふ名前をつけて平和を教えるのがどこが偏向しておるのか、これも殆んどそれ自体では意味をなさないことである。要するに教育といふものが偏向しておるかどうかといふことは、与えられる具体的な教育の内容について、これを検討しなければならぬ。教育がどうして偏向しておるかといふことは、私はそれ自身問題にならぬと思ふのです。例えば独立教育がどうしていけないのか、青年教育がどうしていけないのか、道徳教育がどうしていけないのかといふのと同じことであるから、それが偏向しておるかどうかといふことは、教育そのものの

○國務大臣(大達茂雄君) 教育上そういうことを子供に教えなければならぬと言つておる。
○須藤五郎君 平和憲法を守れというのが今の日教組の主張であり、そしてこれは私は五十万日本の教職員が自己批判の結果生まれた結論だと思ふのです。というのは戦時中戦争前から、日本の教員は政治的批判を許されず、そして文部省の押しつけるところの軍事教育ですね、軍国主義教育を押しつけられた。その結果心ならずも自分の

○國務大臣(大達茂雄君) そういう教育に関しては先生の考えを、確信を持つた考えを教えなければならぬ。従つてその場合にいわゆる教育の中立といふことは考えられない、あり得ない、こういうことは、須藤君は前にもそういうことを言つておられます。これは須藤君に限らず共産党の考えかたのよう

○國務大臣(大達茂雄君) そういう教育に関しては先生の考えを、確信を持つた考えを教えなければならぬ。従つてその場合にいわゆる教育の中立といふことは考えられない、あり得ない、こういうことは、須藤君は前にもそういうことを言つておられます。これは須藤君に限らず共産党の考えかたのよう

○國務大臣(大達茂雄君) しばしば申上げておられますように、教育には平和教育とか、産業教育、独立教育、これは名前をつけておる。その名前がついたから偏向しておる、さうなことを言つたことは毛頭ありません。逆に平和教育といふ名前をつけて平和を教えるのがどこが偏向しておるのか、これも殆んどそれ自体では意味をなさないことである。要するに教育といふものが偏向しておるかどうかといふことは、与えられる具体的な教育の内容について、これを検討しなければならぬ。教育がどうして偏向しておるかといふことは、私はそれ自身問題にならぬと思ふのです。例えば独立教育がどうしていけないのか、青年教育がどうしていけないのか、道徳教育がどうしていけないのかといふのと同じことであるから、それが偏向しておるかどうかといふことは、教育そのものの

○國務大臣(大達茂雄君) 教育上そういうことを子供に教えなければならぬと言つておる。
○須藤五郎君 平和憲法を守れというのが今の日教組の主張であり、そしてこれは私は五十万日本の教職員が自己批判の結果生まれた結論だと思ふのです。というのは戦時中戦争前から、日本の教員は政治的批判を許されず、そして文部省の押しつけるところの軍事教育ですね、軍国主義教育を押しつけられた。その結果心ならずも自分の

○國務大臣(大達茂雄君) そういう教育に関しては先生の考えを、確信を持つた考えを教えなければならぬ。従つてその場合にいわゆる教育の中立といふことは考えられない、あり得ない、こういうことは、須藤君は前にもそういうことを言つておられます。これは須藤君に限らず共産党の考えかたのよう

○國務大臣(大達茂雄君) そういう教育に関しては先生の考えを、確信を持つた考えを教えなければならぬ。従つてその場合にいわゆる教育の中立といふことは考えられない、あり得ない、こういうことは、須藤君は前にもそういうことを言つておられます。これは須藤君に限らず共産党の考えかたのよう

こと、こういう中立はあり得ないといふことを言っている。これは大いにそれに對する批判を加えなければならぬ。そんなつまらない意味の中立なんか私はあり得ないといふことを言っている。私の主張を、ここにうまいことを清水幾太郎君が中央公論に書いておられますから、これを私が言うよりも、うまく私の意思を表明しているから、私はここで譲りてみますが、聞いて下さい。「自由党から共産党に至る諸政党は、国民生活の凡ゆる側面に亘つて種々の政策を發表している。国民生活ばかりではない。外交關係及び國際問題について、それらの政策を公表している。言い換へれば、凡ての政党は、地上の一切の問題について方針を樹てているのである。試みに、日本の国土の問題をとれば、治山治水や国土開發の政策が出て来る。日本の人口の問題をとれば、受胎調節や移民や完全雇傭の政策が現れて来る。政党の方が地上の一面に綱を張りめぐらしているのであるから、教師の方がいかに控へ目に教えても、何か有意味な発言をすれば、その途端に、必ず、或る政党の政策を支持する結果になり、同時に、他の政党の政策に反對する結果になる。天上の星を論じていない限り、警官の監視と五年以下の懲役と十萬円以下の罰金とを免れることはできない。その上、戦後の新教育は教科書の抽象的な記述の暗記でなく、現実の諸問題を、或いは具體的經驗の解決と分析とを主眼とするものである。従つて新教育の精神が教師と生徒とをその前へ連れて行く諸問題に、今新しく、危険な電流が通じようとしているのである。それは触れねばならぬものであり、し

かも触れてはならぬものである。真面目な人間なら、誰だつて戸惑う。もしこの馬鹿らしい法律が成立すれば、新教育の精神も方法も、やがてどこかへ消えてしまふであらう。地上には、教師の安んじて触れ得るものはないのである。残るのは、時の政府の政策は政策的でもなく政治的でもないと考えざるを得ない教師と、同じく抜け殻のような子供たちだけになる。」といふことを書いておられますが、私はその通りだと思ひます。そういう意味において私は発言しておるの、如何にも共産党がいわゆる共産黨的な教育を今日児童に押し付けようと考えているといふようなふうにあなたいは言を曲げて行こうとしている、そういう意味において私は言つたのじやない。どうですか、御理解になりましたか。(笑聲)

○國務大臣(大達茂雄君) 拜聴しました。やまや理解したのです。そこで私はもう一遍元へ戻さなくちやならん。どうして今日学校の先生が平和を守りましようという情熱を持って、平和を守ろうという情熱、人間を幸福にしようという、日本を立派に育てようとする情熱を持つてやることが、どうして偏向だとなんたは規定付けられるのですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 平和を守りましようといふことを、子供にそういう氣持を吹き込む、教える、それを偏向教育だなどと言つた覚えはありません。

○須藤五郎君 それはおかしい。今あなたは日教組の平和運動方針を推進す

ることは政治的な偏向を来すといふことをあなたは今言つてゐるじやないのですか。どうしてそれが政治的な偏向になるのですか。どうですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 平和を守りましようといふことだけをやるのなら問題はありません。ただ日教組はこれほもうしばしば申上げて、ここに資料があります。平和と三原則であるとか、その他具體的の政策についてそれを内容として、そしてそれが特定政党に結び付くような内容を持つた一連の教育を、これを平和教育としておる。これを人からこれ言われる場合には、平和を守るといふのが何が悪いのか、こういうことを言つてゐるわけなんです。

○須藤五郎君 それは社会党も共産党も平和勢力を結集しなければならんといふことを言つておられます。それはアメリカを一連とする戦争勢力があつて、その勢力に日本が引つぱり込まれようとしておるから、その危険を防止するために日本を飽くまでも平和な楽土とするために平和を守らなければならんといふことを主張しておる。たまたま残念ながら不幸にも日本の第一政党である自由党がその危険を見通してゐるのです。その点無関心であるといふことなんです。それがむしろあなたたちに責任がある、平和を守らうとするほうには責任はない、あなたたちの言わないほうに責任がある。だから我々は非常に警戒しなければならぬ。おら、声を大にして今平和を叫んでおる。自由党が今私たちと同じような氣持になつてくれれば問題はない。むしろこれはあなたたちに責任があるのじやないですか、どうですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 偏向教育を日教組がするようになったことが我々の責任だといふようなことを言われますが、これは非常に迷惑であります。日教組の平和憲法擁護並びに平和闘争、これは第九回の新潟大会、これはこういうことはそのときそのときによつてたくさんありますが、こういうことを言つてゐる。我々は飽くまで平和と四原則を労働階級の立場として堅持し、両条約反對の基盤に立つて政治、經濟と結び付いた再軍備徴兵を含む憲法改正に反對する広汎な國民運動を展開し、民族の獨立と眞の平和を闘い取らねばならん、(その通りです)と「呼ぶ者あり」その事柄の内容がいかん悪いか、これは別論であります。これを平和教育といふ名の下にこれに關連する政策内容を持つた内容の教育を教員の職場である教室においてこれを展開する、これは私は偏向教育になる虞れが非常にある、こういうことを言つてゐるだけあります。

○須藤五郎君 その中にある講和、安保条約を破棄しなければならん、要するにああいう一方的な講和条約を結んで、安保条約を結んで、MSA協定を受入れる、行政協定を結ぶといふ、そういう一連の行為が日本の平和を脅して来る結果になるのです。ですからそれを先ず破つて行かなかつたならば日本は平和にならない、だからそういうことを主張するのは、偏向的な政治偏向じやないと思ひます。それが当然なんです。偏向といふものは變なように偏つてゐるのが偏向といふのです。正しい途を歩いてゐるのがどうして偏向なんです。それは正しい途です。それなくして日本は平和にならない

いのですよ。そこを主張しているに過ぎないのであります。どうしてそれが偏向といふのです。曲つてゐるのはあなたたちじやないですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 私はここで政策の可否を論じてゐるものではない、これはその内容がいかん悪いか、これはそれらの立場に立つて國のためを思ふ人のこれは主張であります。ただそれを学校の子供に教えることが偏向教育になるからかという問題であります。あなたがたから見ても、はい、いいから、我々の考えではこれはいいことである、こう思ふからそれを子供に教へても偏向教育にはならん、こゝういふふうには言われまされども、そのいい悪いは別として、私は何も日教組のそのことだけを採上げてゐるのじやない、特定の政党を支持し、又は反對させるような教育を、極左であらうが極右であらうが、或いは自由党であらうが、改進黨であらうが、そういうことを子供に教室で教へてはいけな、そういうものを指示させるような教育をしてはならん、こゝういふことを言つてゐるのであります。これは私が言つてゐるのじやない、それは基本法に書いてあるのです。だからその内容がいかん悪いかという議論ではありません。(關連して)「關連事項で一つ私も」と呼ぶ者あり。

○相馬助治君 關連して。現在議論の對象になつておられますことから引例して、新潟の大会における日教組の決定が問題になつてゐるようであり、平和と憲法を守り、再軍備に反對し、平和を推進して行くといふような日教組の大会の決定それ自体には問題はない、これは文部大臣おつしやる通りであ

り、私もその通りだと思います。但し文部大臣が何かの機会に申したことは、日教組の大会がかかることを決定し、その影響力が個々の教員を通じて学校という戦場に持込まれる、この考え方が強調される場合には、ややもすると一党一派の主義主張を宣伝し、一党一派を利用するような教育の現実というものが予想されるから問題であるというような意味のことを曾って文部大臣はおつしやつたと思うんです。この平和議論がありますけれども、この議論に一応私どもはそういう事実があるかないかは別として、議論このものとしてはやはり耳を傾けるべきことであらうと考えていたのです。ところが只今藤委員に対しての文部大臣の答えには、そういう決定を新潟大会においてしたことについては問題ないが、そういう決定そのものが直ちに職場において偏向事例というものが端的に考えられるというようなことに相成るといふと、これは問題であらうと思うんです。ただ何回か、もう質問されたので、文部大臣もこま／＼とやることで、面倒くさくなつたので、そういうことも、もう悪いのだと、こう言うならば又別でありますが、私は平和憲法を守り再軍備に反対するというような原則的な教育そのものは何ら偏向教育でないとかように考えております。

○国務大臣（大達茂雄君） 平和四原則をいうのですか。

○相馬助治君 いや、あなたが今実例に引かれたように、平和を守り再軍備に反対する、こういう意味で民主憲法を守つて行くということ自体が、仮にそのまま教室において教師の口から話されたとしても、そのことだけならば

原則論として何ら偏向教育では私はないと思います。これすらも偏向教育であるということになると、私は大きな問題だと思ふ。私が、文部大臣の申し述べたことについて私は議論はあるけれども、一応了解していたことは、教員組合の大会がさようなことをきめる、すると教員組合の影響を受けて教師がその精神によつて現実を解剖して議論をなして行くときに、ともすると一党一派を利するようなことを直接に指導し影響を与える懸念があると、こういうことならば私は議論としてはわかるんのです。事実日教組のそういう決定が教壇の上にそのまま持ち来たらされて、政党政治がやつていくのかいまいかということになれば、さような事例は我々には、又問題は別であるけれども、基本論としても私は日教組が大会でさようなことをきめた、もうそれ自体がすでに偏向であるというようなことは、もうとても聞きおくわけに行かないのとは、で、一〇……。

○國務大臣(大達茂雄君) 言わないいで、すよ、そんなこと。

○相馬助治君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(川村松助君) 速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。

○相馬助治君　それじや簡単に、私自身は先ほど須藤委員と問題になつたよいうなこと自体が教室において問題になる場合には、そのことだけでは偏向教育ではないと、かように考えるのです。が、やはり偏向教育であると文部大臣

はお考えですか。○國務大臣(大達茂雄君) これは偏向教育であるかないかということは、始終申上げるように具体の教室において行われる教育自身について検討しなければ言えないことであります。そこで、この平和を守るとか或いは教え子(を)を戦場に送るな、こういうスローガンが使われております。その内容が問題なんです、内容が。そこでこの日教組の教育情報というものによつて見るといふと、「教え子を戦場に送るな、このスローガンの下に今日まで心血を注いで闘つて来た我々の運動は、岡条約を批准し、行政協定を結んだ今日の段階においては更に一歩前進して、再軍備反対の国民運動を展開し、政府の企図する憲法の改正に對して飽くまでも闘わなければならない。」そこで再軍備反対ということを出しておるその日教組のものと考えるというものはこれで一応わかります。それからその他、例えばこういう……、これも日教組情報、二十八年の六月です。「日教組は今や日本の平和勢力の牙城であり、頼もしい限りである。平和運動を繰り上げ、平和教育を推し進め、(中略)これらの闘いは日本の保守勢力、戦争勢力の一大脅威でもあつた。特に八月の中央委員会では平和教育のための具体策を決定したが、それら政府自由党のいう教育構想と真つ向から四つに取組んでいる。」こういうふうに日教組……、私どもの觀察によるとこれはたくさんありますよ、この資料は。日教組はこの新潟大会においても、日教組の先ほどなにしたこの平和闘争というものについての基本的な、これもまあ一つの場合でありますが、

そういうことをやつておる。平和闘争をやるといふことが日教組のいわゆるあらゆる目標を通しての最高方針であるといふことまでも言つておる。その平和闘争を推進する、それは一定の内容を持つたものだ。平和四原則であるとか、或いはアジア諸国との文化の交流の問題であるとか、進んで吉田政府の打倒であるとか、こういう内容を持つたものを集めて、これを平和闘争と言つておる。そうしてその平和闘争を進めて行くその一環として教育というものを探上げておる。私はそこに非常な疑問を実は持つております。教育はそれ自身が至上のものであつて、他の手段に採用せらるべきものでない。教育自身が至高至上のものを持つていないければならないはずです。然るに日教組においては、日教組の平和闘争を進めるための手段として平和教育を進めておる。これはそも／＼私は偏向的な考え方であると思う。自分の持つてい

る政治闘争と言いますか、社会闘争といふか何か知らんけれども、そういう教育といふものを探上げておることは、これは明らかに事実です。これ自体がすでに偏向的な考えです。教育を利用して自分の政治闘争の具にしようとする意図であることは大体聡察できる。而もその平和教育を進めるといふことを学童に対して行え、こう言つておる。行えといふことははつきり言つておる、いつでも。これが偏向教育という危険をここで感ぜざる者があれば、私はそれは推理力のない人間だと思ふ。

○委員長(川村松助君) お諮りいたします。只今本会議が始まりましたので、申合せの通りMSA法案と補正予算案

が審議を終りましたならば、再びここで再開したいと思えます。どうぞ御了承願います。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長（川村松助君） 休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後八時二十五分開会

○委員長（川村松助君） 再開いたします。

○須藤五郎君 定足数はあるのですか。（ありますよ、十分あります）と呼ぶ者あり）私は再開することは異議はありませんけれども、折角社会党左派がおるのですから、一応走らして、再開して異議がないかということだけ駄目を押しておいて下すつたほうが私はいいと思うのです。それが礼儀じやないかと思うのです。やつてくれということなら私は喜んで質疑に入りたいと思うのですが、ただそれだけのことをだけをちよつと……。

○委員長（川村松助君） あなたと同一の考えで今向うに通知を出しております。

○須藤五郎君 了承しているのですか。

○委員長（川村松助君） 返事はまだ帰つて来ませんが通知は行つております。

○須藤五郎君 返事が来るまで……。

○委員長（川村松助君） まだ使いの者が帰つて来ません。

○須藤五郎君 ちよつと待つてやつたらどうかと思うのです。

○委員長（川村松助君） はいはい。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

【速記中止】

○委員長(川村松助君) 速記を付けて。

○須藤五郎君 先ほど質疑の最中で本会議になつてしまつて、話が途中で切れてしまつておるのでありますが、たしか最後のときに文部大臣は平和教育が目的ではなく、平和教育が手段にとられておる、こういう御発言があつたと思うのです。私はそれは反対で、平和教育は目的である、こういうふうな解釈しておるのですが、文部大臣が平和教育を手段としてやつておるといふその根拠を私は伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 平和教育は目的であるといふふうに自分は思ふ、こういうお言葉であります。私が先ほど申上げたのは日教組の資料について見れば、日教組は平和教育といふもののを目的としておるといふよりも、その資料について見れば日教組のいわゆる平和闘争といふもののを手段としておるといふ意味のこゝとを申上げたのです。平和教育といふものを手段としてなすべきものである、こういうことを言つたのである。

○須藤五郎君 それでいいですが、日教組が平和教育を手段として使つておるかに見えて、その根拠を私は伺つておるわけですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 先ほどその点は申上げたと思ひます。これはこの前も読んだのでありますが、日教組の教育情報、昨年の六月の教育情報であります。このうちに、第十回の定期大会の運動方針書といふものがあります。それによると、この平和闘争の目標、平和と独立を守る戦

い、こういう註釈をつけて、この戦いは日教組のあらゆる闘争を貫く最高方針であり云々、ということが書いてあります。そうしてこの平和闘争の内容といふものが再軍備に反対するとか、憲法改正に反対するとか、或いは全面講和を勝取るのであるとか、或いは安保条約を破棄するのであるとか、という類のことをずつと書いてあります。そうしてこの平和運動といふか、平和闘争のこれがあらゆる闘争を通じての最高の目標でありますから、この文章だけによれば、そうすると平和教育といふものはこれは平和闘争の一貫として、つまり日教組が最高の運動方針としておる平和闘争、その一つのやり方として平和教育といふものを進めておる。そしてそれを父兄大衆のうちに進めて、教師としては平和教育といふものを進めて、そして父兄大衆のうちに平和運動のオルグとなる、こういうことが書いてある。そうすると、平和闘争をするといふことが日教組の目的、その平和闘争とは何ぞや、これは今申上げるような一定の政治的な内容を含んだ闘争であります。そうしてその闘争を進めるための方法手段として平和教育といふものを採上げておる。これはこの運動方針、この日教組の資料ですから、これは極めて明瞭なことです。そうでありとすれば、この平和教育なるものは少くとも日教組においてはそれ自体を目的とするものではなくして、平和闘争を達成する手段としてこれが使われておる。

○須藤五郎君 私は日教組に関係しておりませんので、日教組の内容に関しては詳しくは存じません。そうしてその情報といふものを読んでおりません

が、あなたが今読まれただけでも目的であつて手段でないといふことは明らかに理解される。平和教育の内容に過ぎないのです。平和教育を如何にして進めるかといふ内容です。それは手段ではないと思ひます。それを内容をあなたは手段だとか目的だといつて平和教育はあたかも要なもの、政治闘争の手段として平和教育をやつておるといふような言いがかりですが、平和教育の内容とは如何なるものぞといふと、そこに書かれてあるところが平和教育の内容です。それをやらなかつたら平和教育にならないわけなんです。どうですか。手段じやないですよ。内容ですよ。

○國務大臣(大達茂雄君) 平和闘争といふことは日教組の目指しておるところの政治的な闘争であります。(「ノーノー」と呼ぶ者あり) その内容から見ると、それはそうです。今申し上げたのはそうなんです。なおほかに資料があります。やはり昨年の六月の日教組の情報を見ると、日教組は今や日本本平和勢力の牙城であり、頼もしい限りであり(「その通り」と呼ぶ者あり) これらの戦いは日本保守勢力、戦争勢力の一大脅威でもあつた、こういうことなんです。それは明らかにこの政治勢力としてのいわゆる平和勢力といふものの伸張、これは明らかに政治闘争であります。そうして平和教育といふものはこの全般の政治闘争といふものの一つの手段として、その一翼として平和教育といふものを推し進める、でありますからして、その平和教育の場合においても日教組はただ児童にそういうことを教え込む、児童に浸透させるといふ字を使つておる、教え込むの

みならず更に児童を通して母親、青年、父兄の間にもこれを浸透させている、これは明らかに教育それ自体といふことを目的とするのではなくして、教育といふものを一つの手段として日教組の目指すいわゆる平和闘争、政治闘争を推進して行くものである。私は判断する、あなたはこれを御覧になつたことがないと言われるから読み上げたいです。それはやはりそうじやないとお考えになればそれまでです。私はそう判断いたします。

○須藤五郎君 どうもあなたは、平和といふものは政治闘争だといふ先入観がどうも抜け切れていない。平和を守ろうといふことはこれは決して政治運動じやないのですよ、これは崇高な教育です、政治闘争じやないです、平和を守ろうといふのが何で政治だといふことが言えるのですか。その平和を守ろうといふ闘争はどうか、その平和を守らうといふ闘争はどうか、その方針をやつたら行けるかといふふうにして、日教組は出しておる、だから手段じやない、目的なんです。平和々々といふのも何もわからん。それじやないけいので、それを具体的に説明したのがその内容です。だから日教組の運動方針といふものは平和教育の内容を指しておるので、決して手段ではない。そうしてその内容は決して政治活動ではないと私は考える。あなたはそれを政治活動だと言ふが、それはどうも私には理解できない。私はそれじや具体的に例を挙げて質問いたします。日本が平和を守るにはどうしたらいいかといふこと、平和々々といふのも平和は守れない。平和を守るには如何にしたらいいか、日本が戦争に巻き込まれないでアジアの平和を守るといふことを

具体的に考えなければならん。そこで基地に反対する闘争といふものが起つて来る。日本に軍事基地があればいつ何時日本が戦争に巻き込まれるかわからない、だから日本の軍事基地を早く撤去してもらふための闘争方針なんです。軍事基地をなくすことが目的なんです。平和を守るためのこれは一つの目的なんです。今日日本に軍事基地があることによつて如何に国民が迷惑をして、そして如何に日本の子供たちがひどい目に会つておるかといふことを私は一例を挙げます。私は大阪の伊丹飛行場の傍に住んでおるのです。私の家の上をジェット機が飛んで来ると、私の家のかわいい孫などは首を縮めて私にしがみつきます。こういう状態なんです。そこに小学校があるわけですが、その小学校の子供たちは……、ここに書いたものがありますから読みますから聞いておつて下さい。伊丹基地について、これは兵庫県教組津名郡支部の発表した教研大会における大阪都市騒音対策委員会の特別調査によると、伊丹市から約一キロ離れた豊中市勝部では飛行機の頭上通過の騒音は八十ホーン、時に百ホーンを超えなこともあるという。百三十ホーンになれば耳が痛む。大体繁華街の騒音は七十乃至八十ホーンである。大工場では八十乃至百ホーンとなつてゐる。そのような音が毎日平均百五十回と記録されている。それから周辺の伊丹市神津、豊中市豊ヶ池、私はここに住んでおるのです。両市の小学校の子供は口を揃えて授業中先生の声が聞えないと述べ、それで或る子供は詩を作つてこのことを歌つてゐる。「算数の時間」

りますから、そう簡単に罰則に触れる
触れない問題は精密に言わなければ
御返事にはならんから御辛抱して聞い
て下さい。

○須藤五郎君 ええ、聞きますよ。

○国務大臣(大達茂雄君) この国の機
関又は公の機関によつて決定した法令
又は省令の妨害された、これは勿論条
約もこのうちに含まれると私は考えま
す。そこでその決定した政策の実施を
妨害することを目的として実施を妨害
する、つまり基地を提供するというこ
とは、これは行政協定が何かできま
つていて国の義務であります。その実
施を妨害することを目的として、その目
的のための署名運動を企画し、主催
し、又は指導しその他これに積極的
に参加する、こういうことになりま
す。これは人事院規則に触れるもの
と思います。

○須藤五郎君 それ御覧なさい。だか
ら私はこういう法案はけしからんと言
つておる。日本の先生が、自分の教え
ている子供を、教育上、その教育が満
足に行くように、今のような政府の
らしい行動では我慢ができなくて、
そうして署名運動をや、請願運動を
やるという、すぐその人事院規則に
触れて、やはり縛られる、こんな馬鹿
げた不合理なことがありますか。学校
の先生が真面目であれば真面目であ
るだけ、純真であれば純真であるだけ、
自分たちの子供の教育に関して無関心
であり得ないやないですか。それが
すぐその法の対象になるところに、こ
の悪法の悪法たるゆえんのあるわけ
じやないですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私はそうい
う行為が、この場合に、人事院規則に

触れることになるかどうか、こういう
御質問でありますから、その点につ
いて答弁したのであります。それは甚
だ、だからこの規則はけしからんとい
うことであれば、これはあなたの御見
解でありますから、これに対しては答
弁のしようはありません。

○相馬助治君 議事進行。連合審査に
は人事院総裁が見えたのですけれど
も、単独の文部委員会には今日初めて
見えたと思うのです。従つて、私も人
事院総裁の、ここで顔を見れば、人事
院総裁に是非尋ねなくちやならない件
があるのです。こういうことも勘案し
て、委員長においてはあとずつと人事
院総裁の出席を要求し、それが可能で
あるならば別ですが、折角ここに人事
院総裁が見えたのであるから、人事院
総裁並びに法務省から次官が見えて
いるようですから、こういう政府委員
に質問があるという者に対しては、これ
は質疑の機会が与えらるべきだと私は
思うので、それらは一つ委員長におい
てよく全般的の、時間的の希望を考え
ながら、各委員の質問を許して下さい。

○委員長(川村松助君) 了承いたしま
した。

○須藤五郎君 私もその通りで、人事
院総裁の意見も、この点で、こういう
ことが人事院規則の対象になるかとい
うことを、念を押して聞いておきたい
と思つていた点なんです。

○委員長(川村松助君) 念のためにお
諮りします。まだ、質問者がたくさん
あるのですから、長く一人で亘つて
占領しないようお願いします。

○須藤五郎君 急ぎます。急ぎます
が、やはり質疑は慎重にやつておかな
い問題になる。それからもう一点私

は例を挙げて申したいと思うのです
が、先ほど証人喚問をして調べたこ
ろの大將軍の問題なんです。大將軍の
あれは給食問題の闘争だと思ふので
すが、今日給食問題で非常な闘争が
問題をはらんでいるのは大將軍だけ
ではないのです。ほう／＼にありまし
て、この給食問題でも学校の先生は実
は非常に頭を悩ましてゐるのです。そ
の給食問題を……

○委員長(川村松助君) 須藤君、給食
問題も、今の大將軍のそのほうも、無
論御質問なさることはいいのですが、
今相馬君からの要望がありましたよう
に、珍らしく見えた人事院総裁に質問
をやりたいという希望もありますし、
人事院総裁に御質問があるならば何で
すが、それでなかつたら一応他のほう
に移つてもらつたらどうでしょう。

○須藤五郎君 もう一つやつておきた
いと思うのですが……

○委員長(川村松助君) それでは整理
の都合もありますから、あと五分間く
らいやつてもらつて、順ぐり／＼に廻
つてもらいましょう。

○岡三郎君 総裁が見えたから質問を
強制されるならば、総裁に何のために
……、帰つてもらつたらいいと思ふの
です。顔が見えておるからやると言
うのなら帰つてもらつたらいいです。

○委員長(川村松助君) 幸い見えたか
ら……ちよつと速記をとめて。

○委員長(川村松助君) けれども、昨
日までの経験だと、一人で三時間もぶ
つ通しやつておるわけです。そういう
ふうでは困るです。幸い須藤君が相当
時間を長くまつておられますし、全般的
にやはり質問をしてもいいとせんと、
一方においては不公平だと、こう言わ
れますから、なか／＼容易じやないで
す。(笑聲)

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記を始めて
下さい。

○須藤五郎君 それでは給食の問題は
あとで又なさると思ひますから、私は
一応今日はお預けにしておきますが、
もう一遍私はこの点を繰返します。『冬
の友』という中国から帰つた子供の日
記帳を大臣はこの事例の中に挙げてい
らつたやいふことが、あれだつてやはり
平和を守らうという精神の内容だと私
は考えるわけです。何も政治的な偏向
を侵す問題じやないと思ふのです。中
国というところはこういういい国だ
と、だから日本が中国を目的の仇のご
とくしてやつておる理由はないじやない
かと、中国はこういう立派な国になり
ましたよ、日本も模範として学ばなく
ちやありませんよというのを、この
子供たちは日記に書いておるのです。
ところがそれがあなたの目には、あな
たの色目には、すぐそれが政治的偏向
を侵す事例として採上げられてゐる。
こんな馬鹿なことはないと思ふので
す。それは尤も、今日の自由党内閣は
汚職でいっぱいですが、実際のところ、
而も、その汚職で検察庁が検査しよう
という大臣が幹事長ですか、それを数
的な暴力において拒否してまでやつて

行こうというやうな、そんな不届な料
簡を持つ政府にとつては、あの純心な
子供の声というものは、それはとても
耳が痛くて聞くに堪えないかも知ら
ん。だから自分たちに気に入らんこと
を言う奴はこれは政治的偏向だと言
つて、そういうことを言う奴は監獄に
放り込むというのは、これはとても
ない思想だと思ふのです。どうです
か、あなたはそういうことを考えてい
らつたやうなではないですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は決して
自分たちに気に入らんことを言つた者
だけを偏向教育だとか何とかいうこと
を言つておりません。そういう気持ち
ありません。又この法律なり教育基本
法の解釈からそういう解釈ができる余
地はないと思ひます。

○須藤五郎君 今日もうラヴェトナムな
んかでもラヴェトナムとアメリカは統一
行動で、たとえフランスが兵隊を引揚
げてもアメリカの兵隊を押し出そうとい
うやうなことを言つておる。ところ
が、実際はアメリカの兵隊はラヴェトナ
ムに持つて行くことはできないので
す。これはよくわかつてゐる。アメリ
カ国内の世論も許さないが、実際上そ
ういうことは不可能なんだ、だからラ
ヴェトナムへ若しも戦線を拡張すると
なれば、日本の兵隊を持つて行く以外
に途はないのです。そういうことは明
らかです。そういうことをやらせるた
めにMSA協定を押し付ける、そういう
太平洋同盟まで発展させようというの
がアメリカの意図なんです。そういう
ことになつたらどうなりますか。水爆
で今やあ／＼騒いでいるときに、若し
もラヴェトナムへ日本の兵隊が引張られ
て行くことになつたら、これは

とんでもないことになる。だからそういうことを拒否して、そういう危険から日本を守るために、又自分達の教え子がそういう不幸な目に会うことから守るために、学校の先生たちは平和を守ろう、そのためには再軍備を拒否し、ましよう、平和憲法を守りましよう、海外出兵などということはけしからん、そういうものは拒否しましようという運動、これは当然やらなくちやならん。この法律ができようができませんが、日本の先生は必ずやります。そういうことはやらないではおれないのです。若しもやらなかつたら日本の先生は墮落したのです。立派な先生は必ずやる、この法律が通つても。そういうときにあなたはそれを監獄へ抛り込もうという、そういう馬鹿なことがあります。か。日本の国土の安全を守つて、日本の子供を守ろう、生命を守ろうという、この運動をやること、それがあなたの作つた法律によつて監獄へ入ることになる、こんな馬鹿げたことがあります。か、そしてそういうことを意図する平和教育がなぜ政治的な偏向を犯した教育だということをあなたは言えるのですか。その点もう一遍はつきり答えてもらいたい。

から、偏向したということはないのだとか、こういうふうにおつしやるが、そういう考え方はありません。これは法律を御覧になればその点ははつきりすると思ひます。

○須藤五郎君 いいことです。最高道徳だ。

○須藤五郎君 それは具体的にお尋ねしますが、ヴェトナムに出兵しようという具体的なことが若しも具体的に起つた場合、保安隊が引つ張られて行くという具体的なことが具体的に起つた場合、それに反対して学校の先生が立上つたとき、あなたはそれを政治的偏向として監獄に抛り込みますか、抛り込みませんか、はつきり言つて下さい。

○国務大臣(大達茂雄君) いいことだ

○国務大臣(大達茂雄君) そういうヴェトナムへ行くとか行かんとかいうことは私どもにはよくわかりませんことである。それは、そういう仮定の問題である。とすれば、それを日本の政府が決定したとか、或いは国会においてそれを決定したとかいう一定のはつきりとした仮定を作つた上でお尋ね下さらないと、ヴェトナムへ行くときにそれを悪いと言つたから偏向教育になるとかならんとか、そういうことではお答えはできません。

○国務大臣(大達茂雄君) 偏向した教育ということはその教育の内容がいかにか悪いとかいう問題とは又別の觀念であります。特定政党に偏り過ぎておる、こういう考え方であります、それがいいとか悪いとかいう問題ではありません。でありますから、あなたはそれが非常にいいことだと……。

○須藤五郎君 今日議進で改進黨から海外出兵は許さないという決議案を出そうという案が出たそうです。私は議進に直接出席はしていませんが、伝え聞くところによりますと、そういうことです。そうすると自由党の或る人がそんな問題を今決議案で出したらMSAでもらえるものもあらなくなる。SAでもらえるものを言ひ出したというのです。それでそれを聞いた人は非常に問題にしているのです。これはとりも直さずMSAというものは海外出兵が義務付けられるということを持ち

○国務大臣(大達茂雄君) 偏向した教育ということはその教育の内容がいかにか悪いとかいう問題とは又別の觀念であります。特定政党に偏り過ぎておる、こういう考え方であります、それがいいとか悪いとかいう問題ではありません。でありますから、あなたはそれが非常にいいことだと……。

○須藤五郎君 今日議進で改進黨から海外出兵は許さないという決議案を出そうという案が出たそうです。私は議進に直接出席はしていませんが、伝え聞くところによりますと、そういうことです。そうすると自由党の或る人がそんな問題を今決議案で出したらMSAでもらえるものもあらなくなる。SAでもらえるものを言ひ出したというのです。それでそれを聞いた人は非常に問題にしているのです。これはとりも直さずMSAというものは海外出兵が義務付けられるということを持ち

やんと裏書きしている、海外出兵を拒否するような決議案を通したらMSAでもらえるものもあらえない、こういう卑屈な乞食根性です。ところがMSA協定というものはそういうことを伴つておるのです。第一大臣がもうそれに似たことを言つておるじやないですか、木村篤太郎大臣がです、私の私的意見だつたら今の自衛軍は軍隊でありますと言つておる。憲法改正も間近に迫つておると思ひますと言つておる。こういう危険なときです。而も南方においては水爆が破裂して、そうして日本の空に死の灰が降る、こういうときにこの国土の安全を守つて、そして生命の安全を守るために学校の先生はどうしたらいいのです。戦後学校の先生はこの平和憲法のために、教育基本法の精神のために一時喪失しておつたところの精神を取戻して、そして勇敢に立ち上つて日本の教育の上に非常に大きな希望を持つて今日まで倒れて来ておる、それをあなたが踏み込んで押えつけてしまふ、こういう状態が今あるわけなんです。この法案は平和に對する挑戦だと私は言つておるのです。明らかに平和に對する挑戦です。それから再軍備は戦争に對する批判力を国民の手から奪ひ去ろうとしてる法案だと私は思ふのです。少くとも日本の先生の立場からこういう批判力や平和に對する熱意をこの法案によつてあなたは踏みこじうとしておる、これは許すべからざることだと私は思ひますが、どうですか。

○国務大臣(大達茂雄君) この法案に對する須藤君の御批判は御批判として拝承しておきます。

○須藤五郎君 もつと誠意のある答えをしたらどうですか。そうじやないといふならそうじやない。

○国務大臣(大達茂雄君) 御意見は拝承します。御意見でありますからして私の意見と違つておる点もありません。併しこれは御意見でありますから、聞いておくにはありません。

○須藤五郎君 それでは今後あなたはこういう状態が具体的に起つた場合、仮定だから答えられないといふことは吉田さんの言う手です。あなたはそんなことを真似しないでいいのです。あなたは自分自身おれは自由主義者だと言つて囁いておる、自由主義者といふものは人をふん縛るような法律といふものはめつたに作るものではないです。それはあなたは自由主義者だと言つておるけれども、決して私の目から見たら自由主義者ではない、オポチュニストです。軍部が勢力を占めておるときには軍部に尾を振つてシンガポールに行つていたじやないですか、そして今や吉田政府が全盛を極めておると見ると吉田さんのところに行つて自由主義者だと言つておる。自由主義者といふものはそんなものじやない。自由主義者といふものはもつと節操を持つて、そして本當の自由を守る。こんな人を、ふん縛るような法律を作るものではない。やす／＼と法律を作るけれども、それが私の氣に食わんのです。そしてそれは大きな間違いです。それからもう一点、今日は委員長がそうまでおつしやいますから、私は委員長の顔を賣つて余り無理はしません。が、あなたは私の質問に對して一つ答えてない問題があるわけなんです。といふのは、君が代を歌うことが愛国心の涵養になるといふことをあなたは言

をしたらどうですか。そうじやないといふならそうじやない。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は君が代を歌うことは愛国心の涵養になるといふことを申し上げたことはありません。

○須藤五郎君 委員会記録に出ておる。○国務大臣(大達茂雄君) どうぞ記録をお読み下さい。

○須藤五郎君 君が代がなぜ好ましいかと言つたら、あなたはこの歌を歌うことは愛国心を育てることになるから好ましいのだと言つた。

○国務大臣(大達茂雄君) そういうこととはありませんから、記録にあるとおつしやるなら読んで下さい。

○須藤五郎君 私は今不幸にしてその記録を持つていませんが、私は言つた覚えはありませんが、併しこれはどつちでもいいことですが、私が申し上げた記憶によれば、君が代といふものは、その歌の意味は愛国心から出た、愛国心を歌つたものだ、こういうふうな思ふ。そしてこれを教育の上で強いて無理に歌わせる必要はない、或いは又これを歌わせないといふのもよくない。ただこれが、こういうものではない。歌は歌つてどうしようものではないから、先生にしても子供にしてもこれがやはり自分の氣持から出てこれが一斉に斉唱せられるというやうなことは誠に望ましいといふことは言ひました。併し君が代を歌わせることが愛国心を涵養させることであるからこれを

○国務大臣(大達茂雄君) 御意見は拝承します。御意見でありますからして私の意見と違つておる点もありません。併しこれは御意見でありますから、聞いておくにはありません。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は君が代を歌うことは愛国心の涵養になるといふことを申し上げたことはありません。

歌わせることがいい、そういう意味を
言つた覚えはありません。

○須藤五郎君 よろしくございます。

私は確かにそれを言つておると思いま
まから、後刻速記録を調査して、もう
一遍やりませんが、併しあなたはこの前
君が代の問題に關して私が質問したと
きに、君が代が何とかかんとか言つて
自分に都合のいいところを読みました
が、君が代の歌詞は主権在民の憲法に
照らして憲法に合わないといふことを
ちやんと明らかに言つていますよ。そ
ういふところの、その憲法の精神に合
わない歌詞を持つた君が代を歌ふこと
がなぜ好ましいのでしょうか。

○國務大臣(大達茂雄君) この点はこ
の前お話になつて私は御返事を申し上げ
たのであります。

○須藤五郎君 非常に抽象的で意味を
なさない。

○國務大臣(大達茂雄君) これは何で
すか、過日の御質問ですか、それとも
衆議院の……

○須藤五郎君 衆議院じやない。參議
院の昨年の……今年の初めか昨年の暮
頃に質問したものです。

○國務大臣(大達茂雄君) これはここ
に速記録があります。「私は君が代を
學校で無理に歌わせるといふことはど
うかと思ふけれども、併し、子供が歌
うものをとめる必要もないだろう、若
し自発的に君が代が斉唱せられること
は私としては望ましいといふ、こう言つた
のです。」

○須藤五郎君 ちよつとそれを拝借さ
せて下さい、私に。「これは日本の愛
国心、国民の民族愛を歌つたものであ
る、かように考へておるのでありま
す。」こうなつておるのです。

○國務大臣(大達茂雄君) それは先ほ
ど申上げた通りそういう意味のことば
言つた覚えがあります。

○須藤五郎君 そこで私は愛国心とい
ふことを問題にしたいのですが愛国心
とは、今日言う主権在民の憲法下に愛
国心といふものはどういふものである
かと言ふのです。私は國を愛するとい
ふことは、その國の主権を愛し、国土
を愛し、風俗を愛するの、これが私
は愛国心だと思ふ。そうしますと、今
日主権在民の憲法の下における愛国心
といふものは、主権在民ですから人民
が主権者なんです。その主権を愛する
といふのだから、この人民大衆を愛す
るということなんです。決して天皇を
愛するといふことは愛国心にならない
のです、今日は。ところが君が代は何
を歌つておるのです。「君が代は千代
に八千代にさざれ石のいわはとなりて
苔のむすまで」と、これは天皇のことを
言つておるのじやないですか。なぜそれ
が愛国心になるのですか。そう言ふこ
とが間違ひですよ。愛国心といふもの
は、主権在民ですから、人民を愛する
氣持を歌つた歌でなければ愛国心の涵
養にならないのですよ。而も君が代の
ごとき非科学的で、大きい石が小さく
なつて行くといふなら当り前ですが、
さざれ石がいわはになる、こんな馬鹿
なことはありません。こんな非科学的
な而も音楽的に大きな欠陥を持つた國
家を歌ふことが何で愛国心に役立つ
のですか。あなたの言う愛国心、役立つ
愛国心といふものはやはり天皇主義で
す。あなたはノスタルジアで、昔の天
皇中心主義をあなたは頭の中に画いて
おる証拠じやないですか。それは非常
な違いですよ。それは主権在民の憲法

を持つた人民としては非常に間違つた
行動をとつておるんじゃないかと思
う。文部大臣自身が主権在民の憲法下
においては間違つた考えを持つておる
とした私は判断せざるを得ない。その
間違つた頭を以てこの法案を作つたと
いふところに問題があると思ふ。主権
在民の憲法を身に着けた自由主義者が
こんな法案など考へることは毛頭ない
と私は考へるのです。どうです。

○國務大臣(大達茂雄君) 私は一番初
めのお尋ねが、君が代を歌わせること
は愛国心を涵養することになるから歌
わせるんだといふことを私が言つたと
いふことを、さういふことを言つたと
つてあなたは言われた。私はどうも覺
えがないから、さういふことを言つた
氣がしませんでした。たま／＼ここに
速記録がありますから、それを今あな
たも御覧になりましたが、私はこれを
無理に歌わせるといふことはどうかと
思ふけれども、併し子供が歌うものを
とめる必要もないだろうと思ふ、こ
ういふことを言つておつたのであつて、
決してこれを愛国心涵養のために歌わ
せるんだといふようなことを言つたこ
とはありません。これは速記録である
から、これは明瞭です。

それから今も君が代という歌に流れ
ておる考え方は、これは日本の愛国
心、国民の民族愛を歌つたものであ
る、かように考へておるのでありま
す。

○須藤五郎君 その解釈がおかしい。

○國務大臣(大達茂雄君) おかしいと
おつしやるが、これは私の解釈を申し
上げたんですから、その解釈についての
御批判は御批判として承つておしま
す。

○須藤五郎君 冗談じやない、そんなこ
とはないですよ。主権在民の今日にお
いてはその憲法に合わない箇所を持つ
た君が代を歌つてどうして愛国心が生
まれるかといふことなんです。これは
愛国心といふことをそこちやんと使
つておるんです。それは言葉の問題じ
やないですよ。小さい言葉に私はこだ
わつておるわけじやないのですよ。そ
れを君が代を歌うと愛国心と關係があ
ると言つておるから君が代と關係があ
る愛国心は今日の主権在民の憲法下
においては好ましくない愛国心とい
ふことを私は言つておるのです。若し主
権在民の憲法の下に好ましい愛国心と
いふものは人民を愛する歌であるべき
ですよ。ところが君が代といふものは
さういふものじやないといふことを私
は言つておるのです。而も君が代を歌
はん者は政治的偏向を侵しているとい
ふふうに推測ができるという、さうい
うあなたの思想の發展の仕方で行つた
ら、とんでもないことになつてしま
う。そんなんです、問題は。

○國務大臣(大達茂雄君) これはこの
前の国会における答弁のことに速記が
ありますから、その点はこの前も須藤
君がお尋ねになつております。この君
が代と主権在民の關係はどういふふう
にお考へになつておりますか、こ
ういふ御質問に対して……

○須藤五郎君 あんたは私の質問に對
して答へようとしなさい。

○國務大臣(大達茂雄君) いや答へて
あります。「君が代」という字は主権在
民といふ今日のとりわけて政体から
いへば、文字にとらわれないで、君
が代といふことは時代遅れであると思
います。」それから更にあとで「君が

代」といふ、君といふ字が……」君が代
といふ字が問題である。併し「君が代
といふ歌に流れておる考え方は、これ
は日本の愛国心、国民の民族愛を歌つ
たものである。」君が代といふ字は当
時は主権が天皇にあるといふさうい
う政治形態を基礎にして言われた言葉
でありますから、君が代といふことは
今日の日本人社会、君が代といふこと
は天皇が主権者として臨んでおられる
その世といふことでありますから、こ
れは日本人社会、こゝにいふに私は
考へます。「こじつけも甚だしい」と
呼ぶ者あり。日本人社会といふもの
は、それは私はこの解釈についてあな
たに決して御同意を求めておるのじや
ございません。私はあなたが解釈を聞
かれるから私の考え方を申し上げてお
るので、それが間違つておるといふこと
をあなたがおつしやるなら、それはあ
なたの解釈でありますから、そのま
ま承つておく。あなたの言われる通りに
私があなたの解釈に同意しなければ承
知せんと言われても、これは人間それ
ぞれ考へがありますから、これはやむ
を得ません。「その通りだ」と呼ぶ者
あり。

○須藤五郎君 その点あなたの考へが
間違つておるといふことを言つてお
る。「間違つておらん」と呼ぶ者あり。
いや、それは話にならない。君が代
そんなこじつけた解釈といふものは通
らんですよ。それはこへ行つても通
らん。憲法にそぐわないことがな
あんなに歌だといふことは言えるの
ですか。さういふことを歌うことが
なで好ましいなどといふことが言われ
るのですか。あなたの言うやつぱり肚
の底は、あなたは詭弁を弄することが
うまい。「どつちだ」と呼ぶ者あり。詭

弁学派とも言うべきですな。なか／＼詭弁においては天下一品だと私は思うのだが、そういう詭弁でこまかして言われちまつてはいけな問題です。而もその君が代を歌わなかつたことによつてそれが偏向教育をやつてゐる人に違いないというような、警察官をもつてあなたがその学校なりその個人を眺めるといふようなことになつて来るから、そこが問題なんです。だから君が代はもう過去の歌だから歌つても歌わなくてもどうでも結構でござい

す、そんなことは私は問題にしておりませんとすつぱりあなたが素直に出るなら、それでいいのです。ところがそれを問題にするから私は問題にするのです。問題にすることがおかしいのじやないですか。問題にしませんか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は私としての意見がありますから、私も自主的な一人の人間でありますから、私の意見は私の意見で申上げます。ただあなたの気に入るような答弁はできる場合もできない場合もあります。人は皆考えが違いますから、これはやむを得ません。

○須藤五郎君 私は私の気に入るような答弁を要求しておるのじやないのです。大勢の人が傷付かないような答弁を要求しておるのです。あなたの個人的なそんな偏見の考えで大勢の学校の先生が傷付くとなつたら、それは許されないうです。そこが問題だから私は質しておるわけです。ただ単なるあなたの一個人の考えに過ぎないという答弁ですか、あなたはそれじや、君が代に対する解釈は、どうですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 御批評に對しては答弁の限りではありません。

○須藤五郎君 え…… ○国務大臣(大達茂雄君) あなたの御意見、あなたの御批評に對しては答弁の限りではありません。

○須藤五郎君 それじや答弁できないということなんですか。

○国務大臣(大達茂雄君) あなたの御意見に對しては聞いておく以上答弁はできません。

○須藤五郎君 私はどうしても大臣の答弁では、事君が代に關して絶対私は承服することできないのです。これは突に言を左右にして私は不誠意な答弁をしてゐるとしか受取れないので

す。これでは学校の先生たちは判断に苦しむのです。今日学校の先生が君が代を歌わないことが偏向教育をやる人だといふふうに、もう君が代を歌わないことによつて何だか犯罪者として見られておる、疑惑を持つて見られておるといふのが今日の状態です。だからこの点ははつきりしておかないといけないわけでありまして。だから君が代は歌つても、歌わんでもいいのだ。そんなことは偏向教育の事例でも何でもなし、安心してやりなさいと言ふのか、それとも飽くまでも君が代を歌わないのは偏向教育を侵す危険性のある人間であつて、警戒を要する人間であるといふふうに、被疑者のなものの見方をしようといふのですか、どうですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 御質問の内容が覆りましたからお答えを申し上げます。私は君が代を歌わないといふことが偏向教育だとは無論思つておりません。併しこの間の事例にある例は、君が代を歌わせないような、歌うほうがいといふようなことを考へておる者は教師である資格はない。(須藤五郎君

「どうしてです。」と述べ)答弁中です。資格はないといふことを言われた、こ

ういふ事例であります。私はそういう先生の手によつてなされる教育は偏向の危険を生ずる虞れがあると、こ

ういふに私は判断をいたします。

○須藤五郎君 君が代を歌わない先生は偏向を侵す先生だ、それは先生としての資格がない先生だといふのはどこから起つて来るのです。法的な根拠がどこから出て来ているのです。

○国務大臣(大達茂雄君) 私が言つたのじやないのです。この間の事例でそういう発言がなされた。

○須藤五郎君 それではあなたはこ

ういふに思ふのですか。あなたは君が代を歌わない先生は先生としての資格がないといふふうに考へられるか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私はその説に同意したのじやないのです。君が代を歌わないほうがいいのだ、歌わしてはいけな

い、或いは歌わしたほうがいい、こ

ういふことを言う先生は先生たる資格がない。こ

ういふ発言があつたといふ事例であります。それは職員會議における発言でありますから、そのこと自体が教育でないのですから、これは偏向教育であるはずはありません。ただそ

ういふことを言う先生によつて行われる教育といふものには偏向の可能性といふものが考へられると、こ

うに申上げたのであります。

○須藤五郎君 憲法の精神にそぐわな

い歌を歌うことはいやだと言つた先生

は、なぜ偏向教育を行つてゐるの

ですか。それはどこからこ

ういふ理論が出て来るのですか。我々が一番守らなくちやならんのは憲法です。憲法

の精神です。憲法の精神を守るために、君が代をこれは憲法の精神に合

ないから歌うのをやめなさいと言

う先生がどうして偏向教育の對象に

なり、この法案の對象になるといふ

ふにあなたは考へられるのですか。それはおかし

いじやないですか。

○国務大臣(大達茂雄君) 偏向教育で

あるか否かといふことは、具体の政

党にそれが結び付くか結び付かんかとい

ふことについて判断しなければなら

ん、こ

ういふことです。そこで、君が代を歌わ

せるといふようなことを言う先生はす

でに教師たるの資格がないのだと、こ

ういふ考へ方は非常に偏つた考へ方だ

と私は思ひます。(須藤五郎君「そこま

では正しいよ。」と述べ)それは先生

が偏つておると思ひます。それでそ

ういふ先生によつてなされる教育は、偏

つた教育といふものの可能性がある、

こ

ういふふうに私は思ふ。で、殊に今

の具体の事例と結び付く關係を申し上げ

ますと、日教組内における共産党グル

ープはたくさんの方針を出して

おると思ひますが、日の丸、君が代

教育に對する抵抗、こ

ういふことを一

つ出してゐる。これは具体の共産党グ

ループです。共産党……(須藤五郎君「よく聞いてお

りますよ。」と述べ)

党派の勢力の伸張を常に図つ

つある共産党グループが、共産党の勢力の伸

張の手段として、その一つとして君

が代、日の丸教育に對する抵抗とい

ふ筋を出してゐる。これは具体の事実で

す。その他にも出してあります。だ

か

らその線に合致する考へ方であり

ます。いいですか。こ

ういふ合致する考

え方を持つてゐる先生、つまり君が代

を歌わせないような者は先生たる資格

がない。ただ歌うほうはその場合に

い

とか悪いとかいふのではないが、君

が代を歌わせないといふような考へ

方のも

てそういう意図することは間違いないが、又曾ての天皇制を復活して、そうして天皇中心の軍隊を作ろうというその意図の下においてなされておるであろうその意図に対して我々は闘わなければならぬ。我々は主権在民の憲法を守つて、民主的な日本を作らなければならぬという方向を持つておられます。これは共産党のみにやないかしらんが、共産党はそういう方針です。だからあなたたちのそういう保守反動的な意図に対して闘うために或いはそういうことを言う人もあるかも知れらん。併しそれは手段じやないのです。こういうあなたたちは手段に使つておる。その手段を粉砕しなければいけない。民主的な日本を作るためにはそういう反動的な手段とは闘わなければならぬということを言つておる。それでしよう。主権在民に合わないのですよ。君が代というものは科学的に見ても合わない。又音楽的に見てもいい音楽じやないですよ。そういうことを歌うことを好ましいということすら私はおかしい。而も文部大臣の肩書を以て全国の学校にそういうことを言うということは実に不謹慎極まると思ふ。而もそれを本場に愛国的な立場から、平和憲法を要する立場から学校の先生がそういう意図に對抗して、君が代を歌うことはやめましようという運動をすれば政治的偏向だ。あなたたちの言うことを聞かないものはみんな政治的偏向だという判コを押す。アメリカのマッカーシズムと同じです。そんな馬鹿げたことはないのじやないか、そうでしよう。あなたたちこそ偏向教育的な教育を強制しておるものじやありませんか。

○國務大臣(大連茂雄君) 御意見として拝聴しておきます。

○須藤五郎君 もう少し時間を許して下さい。

○委員長(川村松助君) あたりのかたがたも困つておるだらうと思ひますので、私は制限するわけではありませんが、ただ会議ですから、どなたも御発言できることを祈るわけです。

○須藤五郎君 それは確かにその通りです。私一人の会議ではありませんから、私も非常に気兼ねをしながらやつておるのであります。(笑) 私はまだまだたくさん問題を持つておりますから、許されるならばもう一つやらせて頂きたい。

○委員長(川村松助君) あなたがたの会議ですから、あなたがたの良識に待つばかりです。

○須藤五郎君 それではこの問題はほかのかたもたくさんおありだと思ひますから……

私は政府に対してこれまでいわゆる反動教育と言いますか、軍国主義教育が今日なされておる事例がたくさんあるはずだから、その資料を提出してもらいたいということを政府に要求しました。ところが政府はそういうことは全然ありませんから資料がありません、というお答えです。そこで政府が資料を提出しなければならぬ資料を提出せざるを得ないので、私はここに自分の調査したものを提出しておりますから、政府に教えて上げたい。こういうことが行われておるということを私は政府に注意を喚起したい。

第一、日本の教科書から非常な変化が今日起つてつある。この教科書の変化は何を意図しておるかという点を私は

はお尋ねしたい。日本史の教科書、昭和二十九年年度使用検定合格の本が殆んど改題されておるわけです。例えて申しますならば、「五箇条の誓文」となつておつたところが「五箇条の御誓文」というふうに、「御」という字が頭に載つておるわけですね。それから新版八種の教科書のうち、「中学新日本」(日本教団株式会社)を除いて全部こういうふうに変つておるのです。

「五箇条の御誓文」になつておる。これは「五箇条の誓文」だつたわけですから、それが「五箇条の御誓文」になつておる。それから、「育ちゆく日本」薬井英太郎さん菅野二郎さん、それから「中華日本史」菅野二郎さん、筒内健次さん、こういう二つの著書を調べますと、これら二つの本はやつぱり日本教団株式会社、同社から出版され、内容構成は殆んど變りがないのであります。百力所余りの修正箇所があるわけなんです。それから、その中には削除された文章が大分あるわけなんです。その削除された文章を私は今読んでみますと、「育ちゆく日本」下巻八十五頁です。これは前にはあつたが今削除されておる。「戦争を決意して立ち上つた政府や軍部に対して「戦争反対」を唱へる一部の人があつた。内村鑑三らはキリスト教の立場で、幸徳秋水、堺利彦らは社会主義の立場から新聞、雑誌その他を通じて戦争反対を主張しました。また与謝野晶子は戦場にある弟の身をなげいて、長い詩を書きつらね、女性の立場から戦争反対を叫びました。また木下尚江は小説「火の柱」などで軍人や大資本家をのぞき筆で攻撃しました。反戦運動をとねえたこれらの人々の数は

ごく僅かでしたが、單に戦争をきらうのでなく、世界の人々は互いに仲よくしなければならぬと考へたからです。これらの人々に対して国民の大多数は戦争を行うからには是非とも勝たなければならぬと考へて、政府や軍隊に強く協力しました。この箇所が削除されているわけです。いいですか。それから又削除されたのは下巻の終りのほうの四頁に、下巻のほうの文章が一つ削除されている。それはこういう文章であります。「しかし、これから歩もうとしている日本の道は、けつしてよい道ではありません。ソ連や中共などの勢力下にある東洋で、ソ連の同意もなく、中共の關係しなない講和条約を結び、アメリカ軍を始め、國連軍の駐留を認めたことは、東西に分れた世界の二大陣營の一方を日本みずからえらんだことになりました。」「こういうことも削除された。」「こういうことは何を意図するのでしょうか。これは日本の過去の過ちをここに明らかにいたして、これから日本の平和を守つて行くためには過去に勇敢に闘つたこういう人々を手本として我々も闘つて行かなければならぬ」という、最初はそういう意図を以て編纂された。ところが最近これが削除された。その削除された意図はどこにあるか。あなたはどういうふうにお考へになりますか。

○國務大臣(大連茂雄君) お答え申し上げます。「五箇条の誓文」というのに御誓文という「御」の字がついた、これはまあ御承知のように教科書は今日文部省のいわゆる国定教科書ではありません、文部省はその検定に当るだけであり、一般の民間において教科

書というものは作られる、それでこれはどういふ關係で附加えられたり削除されたか、その辺は詳細には存じませんが、御誓文の場合について考へてみますと、御の字がついたからといってこれを検定不合格にするということとはできないと思ひます。御の字がついたから不合格にする、そういうことはこれは編輯者或いは著者が御の字を入れた、随分こういうことを考へる人はそのときそのときの時代的の空氣によつて随分字を変えます。新聞でも皇室のことを非常に、場合によると礼を失したと思はれるような書き方をしたときもありました。この頃では丁寧な書き方をしておる、これはそういうことはよく世間の風でそういうふうになるに書き方を変えるようなことがあります。

そこで御の字をつけたのだから私は思う。御の字をつけたからこれを不合格にするというわけには参りません。私は御の字をつけたから不都合だ、私も不都合だとは思ひません。天皇はこれはたとえ憲法が變りましても、その第一一条においてはつきり書いてある通り、国家の象徴として國民親和の中心であられるかたであります。でありますからして、これは國民としてそれに敬愛の氣持を抱き、そしてそれに一般にこの敬愛を意味するような御の字をつけたからといつて、それが不都合だとか不都合でないとか、これは私は御の字がついてなければ不合格にすべきものとも思ひませんが、併し御の字がついたからといつてそれを不合格にするということはないと思ひます。ですから、こんなことは問題になりません。

それからその次の削除された、これ

もどういふ關係で削除されてか、これも事情が判明いたしません。やはり著者において著者の考へて削除したものであらう。これが削除してあれば不都合にする理由もありません。削除したから不都合にする、そういうことにはならん、ただ最後におつしやつた文章は、私は削除するのが当然であると思ひます。私が若し検定に當るとすれば、この一番終いの文は恐らくは著者に言つて削除して欲しいと言つたであらうと思ひます。

○須藤五郎君 あなたが答へるだろうと僕が予定しておつた通りあなたが答へられた、併しそれは私の質問した意図の通りの答へではないわけですか。最初終戦直後の民主的な考へがこういうものを削除しようという方向に行つておる、即ち日本の教育は反動のほうを向いて一歩ずつ歩み出しておるということをお私に指摘しておるわけですか。こういうことが好ましいことかどうか。

これが文部省に迎合する著者たちの意図です。こういうことをされておる。これが日本の教育が終戦直後に比較すると今日はどう／＼と右のほうに方向を向けておる証拠じゃないかという一つの証拠として私は出した。なお一点言ひますが、秋田市の敬愛学園は二十七年平和条約が発効した直後真先に天皇の御真影を宮内庁からもらひ受け、同年七月から平和と名付けられた奉安所に安置し、儀式の際は必ず飾るばかりで高く、月に一回高橋副校長みずから全校生徒を集め、天皇の話を中心とした講話を行い、問題となつた学校である。高橋副校長が語る御真影復活の動機はこうである。終戦の詔勅で示された天皇の平和への努力を認め、道

徳人として完成された人として敬愛の念を高めるため毎月一回天皇のよきについて私から生徒に解説してゐるのだ。天皇は日本国を創設された天照大神の子孫であり、我々としては血筋が繋がつてゐるのだから天皇を誇りとするのは当然で、人格的にも優れた天皇を精神的な拠りどころにするのに何の不思議があるのか。こういう天照大神、天皇はみずからの口を以ておはし神ではない、人間だということをはつきり言つておる。その天皇を再び天照大神という神さんの子孫に祭り上げよう、こういう気持ちで御真影をもらつて行つて拜ましておる。私が申しておるこういう教育は好ましいのですか。どうでしょうか。

な。昭和二十五年の六月十三日御真影下附願、これは文部大臣に出してうして文部省で世話をして出したはずであります、それによりますと、今や講話独立を迎えた以上は速かに本来の天皇礼讃に立返りたく考へます。この内外昏迷の中に我らの天皇こそは昭和の初めより戦時戦後を通じて一貫して真理、道徳、平和を常に御教訓賜り、実に全世界ただ一人の尊きお姿なることを罪深き愚かなりし我ら国民が今更のごとく衷心感泣するのであります云々という文章を書いて、そうして文部省にその御真影下附願の韓旋をしてくれと言つておる。こういう思想が今はびこらうとしておる、こういうことはあなた好ましいことと思ひますか、どうですか。又こういうことをやるのは正しいこととお考へになるのですか。

○國務大臣(大達茂雄君) 須藤君はそういうことはけしからんという感覚でおつしやつてゐるようでありますが、私は結構なことだと思ひます。○須藤五郎君 ははあ、そういう感覚だつたのですか、それはなつとらん。(別の世界だよと呼ぶ者あり) あなたはこういう教育は好ましい教育だというふうに考へられるのですか。○國務大臣(大達茂雄君) その通りです。

○須藤五郎君 それはとても大變な文部大臣だと思つておる。○仕方がない」と呼ぶ者あり。それは憲法の精神に反しておる。○君がそう思つただけだよ」と呼ぶ者あり。それは驚いたね、そんな頭の人が大勢おるのかね。○たぐさんおる」と呼ぶ者あり。それは困つたものだ。日本の将来憂うべきだ。これは憲法違反ですよ。教育基本法の精神に反しておりますよ、この教育のやり方は。そうでしょう。それがどうして好ましいのですか。若しもこれをあなたが好ましいとするならば、こういう偏向教育を好ましいというようなら、頭で以てこの二法案を作ろうとしたら、こんな二法案ほど愚法も甚しいものはない、これこそ偏向的な愚法ですよ、どうです。○と須藤君は思つておる。

○國務大臣(大達茂雄君) これは私は偏向教育とは思ひません。無論別にこの政を支持するとか何とかいうことに何の關係はない、ただ……○須藤五郎君 憲法に違反しておる。○國務大臣(大達茂雄君) 憲法に違反するということとは甚だ私は奇怪なことだと思つてゐる。憲法第一条には先ほど申し上げましたように、天皇は国民の象徴であるということを書いてあります。でありますからして、天皇を馬鹿にする

ということとは憲法に違反します。私はそう思う。少くともその気持ちの上においては、この憲法下にある国民が天皇を馬鹿にしたり、輕蔑したり、そういうことをするということは、憲法の趣旨とは違ふと思ひます。ただあなたが憲法違反だと言われるのは、いわゆる天皇は主権者の地位を去つておる今日、この点は憲法において明瞭であります。今お読みになつただけでは、私が聞いておりますと、天皇は主権者だから御真影を頂く、こういう意味のことは一つもなかつたようであります。非常な平和を愛する誠に尊敬すべき立派な方だからと、こういうことであつたようであります。それがどうしていけないのですか。どうして憲法違反になるのですか。

○須藤五郎君 天皇を再び神格化しようとしておる教育です。憲法に反しますよ。○國務大臣(大達茂雄君) 天照大神の子孫である。これは長い間申し伝えられた日本人の伝説というか、信仰といひますか、そういうふうには伝えられておるのであります。神の子孫だから、神と言つたつてこれは人間でしよう。そういう人を昔は神様と言つておつた。これはキリスト教のエホバとは違ひます。エホバとは違ふ。そこで神の子孫だからそれはいつまでも神様だ、こういうことはありません。今日は藤原氏の末孫近衛、關司、こういう人は誰も神様だと思つておりません。これは天兒屋尊という昔の神様の子孫です。○須藤五郎君 あなたは今宗教だと言つたが、これは大きな問題ですよ。教育基本法では宗教的教育は禁止されておるのである。あなたは若しも天皇

を宗教の對象として学校で教えられてゐると言ふのならば大きな間違ひですよ。基本法の精神に反します。○國務大臣(大達茂雄君) 私は宗教とは言ひません。信仰と言ひました。信仰と言ふか、言ひ伝えと言ふか、とにかく日本に一般に信じられておることである。そうしてその校長先生は、その人間天皇という宣言というものをやはり引合ひに出して、そしてそれを肯定しておるのです。そしてそれを有難いと言つておるのです。誠に親しみやすいと言つておるのです。○とそこにそれを天皇を神様だとその先生は言つておる。天照大神の子孫であるということを言つておるだけで、今の天皇を神様と言つてゐないの、むしろ逆にいわゆる人間宣言というものを引合ひに出して、それを肯定しておるのです。別に天皇を神様と言つてゐるようなことはない。

○須藤五郎君 それではそれはあなたたはそれじや御真影をやがて全国に、又文部省から校長を集めてその御真影を持たせて歸して、そうして祝祭日にはその前に子供は頭を下げる、再び元のようになつてしようという考へが肚にあるのだらうと思ひます。私は僅か一時間の質疑でありませんが、一時間の質疑を通じてあなたの本質というものがはつきりましたよ。○(その通り)と云ふ者あり。そこでこれだけあなたの本質がはつきりましたので、私は満足します。この法案がそういうあなたを作られた、こういうことがはつきりして來ましたので、私はこれ以上、今晩は私の質問時間が一時間半になりましたので、私はここで御遠慮申し上げて、

後日なお質問を続けさせてもらうことにしまして、この辺ではかのかたにバトンをお渡しいたします。

○委員長(川村松助君) 高田なほ子君質問をされますか。

○高田なほ子君 私は天皇神格化の問題から今須藤さんが出されましたような問題で、少し文部大臣に、もう一度質問してみたいと思います。どうも須藤さんは復古調の時代の流れに沿って再び天皇を又元のようにな神格化したような動きがある、その動きに対して大臣に質問されたと思うのですが、大臣はそれは大変望ましいことである。こういう御答弁であつたことは、これは私もかなり重大だと思つたのです。どういふ意味でそういう御答弁をなされたのか、流り言葉に買い言葉といふこともあると思う。言葉の調子といふこともあるだろうと私は善意に解釈して再びお尋ねしたいと思う。私は天皇は日本の国の象徴としてのお立場であり、又天皇と私もはお互いに尊敬し合ひ、愛し合う、そういうような形以外に出るべき筋合いのものでないと思う。それを奉安殿に神として祭つて、又そこで昔のようにお辞儀をして奉るといふようなあり方は、これは如何にどうでありましょうとも、私どもの考え方は、それは正しい考え方ではない。それはちよつと、もうどちらのほうにか頭が飛んで行つてしまつておる考え方がないか、こういうふうないう極端なことではない、もつと普通に憲法に示された天皇の地位というものが明らかになるような行き方が私は尋常な行き方であると思う。今須藤さんから読み上げられたものは何です

か、私は大昔の話を聞くような嫌な思ひをしておるわけですが、大臣は本気で誠に結構なことだと言われるのでしようか、如何でしようか。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は何かお聞き違へになつていやせんかと思つたのですが、私は天皇を神格化することがいいというのを申し上げたこと、また勿論天皇を主権者である、こういう地位を回復されることが望ましい、そういう意味のことはちよつとも申し上げておりません。ただ天皇は国民の象徴でありますから、併し同時に人間でありますから、これは人に天皇を尊敬し、天皇に対して敬愛の念を持つといふことを強制することはできません。それは天皇自身の人格に欠点がある、どうも嫌いだと言へばそれまでです、その人によつて併し象徴であるといふことが望ましいことはお互いに敬愛を合つて、そういう平和な日本、真に世界の中心としての、親愛の中心となれるといふことが憲法の希望するところであらうと思つた。だからしてその敬愛の気持ちを表わすために御眞影を掲げて、そして歴史上の話をすると、それは今もこの校長さんの話にあつたように、個人的に天皇のなされること、そういう御性質、そういうものの話を、それはその間批判もありましようけれども、とにかくそうして国民の象徴としてお互いに睦み合うといふことをすることは、私は憲法の違反どころではない、望ましいことである、こう思つたので、何れも神格化するとか、昔の天皇の法律上の地位を回復するとか、そういう意味のことはちよつとも申し上げておりません。

○高田なほ子君 よくわかりました。問題は縦の道徳というものが日本の一つの封建制度の最も特質的なものだと思ふのです。上と下との間における道徳、そういうたようなものを民主主義社会では横の道徳、人間と人間との間における横の道徳、人間を尊重し合う道徳、そういうふうな置き換へて来たものでありますから、天皇に対しては同時に縦の道徳ではなくて、横の道徳という觀念における尊敬でなければならぬ、こういう意味から考えますと、奉安殿を作つて子供にお辞儀をさせるといふようなことは、縦の道徳といふものに逆戻りする、いわゆる封建社会に戻そうとする、教育者としては好ましくない傾向ではないか、私どもはそういう考え方を持つてゐる、例えばイギリスのロンドンの街はエリザベス女王がずつと行かれるところなんかを見ると、実に気持ちがよいですね。民衆は皆あわあ見えておりますし、お巡りも来ておりますけれども、日本のお巡りのように一間ごとに立つて公衆を威圧したり何かする様子はさつぱりないわけですね。お巡りも国民も共に喜んでタインを迎えるという、実にそれは和やかな気持ちがあつて、何とも言えない。要するに零開気があるわけですね。日本の場合は天皇がこられるといふことになると、一間も間をおかないでお巡りが立つて睨みつけるといふことですね。こういうふうなことがいかに悪いかは別問題として、非常に復古調に今走つておるという点、これは、やはり文部大臣としても十分御注意願ひて、民主主義社会を再び元の封建社会、封建道徳に引戻すような動きに対しては、大臣としてもこれは警告を發せられるべきであつて、それをお喜びになるというふうなことは、やはり臣も私の気持ちというものには同感されると思う。決してそれはうまくないな

んということはお考へになつておらないだろうと思う。私は極めて善意に解釈したいと思うので、先ほどの須藤さんの質問に対し、このあなたの御答弁は大変な私は流り言葉に買い言葉の間違ひであつたといふふうな解釈しておるわけでございます。

私は実はかくのごく質問をたくさん持つておるわけなんです。今日は理事のかたへも先ほどから、大変遅くなつてゐるし、連日遅いから保留されてはという御注文もあるのですが、私も非常に睡くなつておるわけですね。(笑聲)大変不まじめのようですけども、実は決して不まじめではないので、このたくさんの質問をあとに保留いたしました、どうか一つ岡さんの御質問もあるわけですが、これを認め下さつて、こちらで私は終りにいたしますから、そのようにお取計らい願ひます。(たくさんあるならやつたら)と呼ぶ者あり)

○岡三郎君 高田さんが今けしかけておられるけれども、私は非常に状況を察すると、何か殊更質問するように言われるのだが、そういうことじやなくして、今までもつと審議して来た中で、不明な点があるからまだやろう。今までもつと質問もしてないわけですね。それで質問を打ち切りやうな望みがあるから、やはり意地になるわけなんです。私たちは非常に素直なものです。(やいなさいと呼ぶ者あり)三十日にやらしてもらへるならばいいけれど、どうもぼつ／＼質問の打ち切りをしようという行動がちらほら伝わつて来るわけですね。(そんなのはけしからんと呼ぶ者あり)併し会期はまだ八日までであるし、政府の言つてゐるよう

に防衛二法案なり、MSA協定は今日可決されましたが、警察法なり教育法なり、これが一連として昨日緒方副総理も参議院の議運ではつきりと答えておるわけですね、この五つだ。大達さんはそのほかにこれも重要法案だと言つても、あなたはそういうふうにごまかしておるけれども、副総理は明確に五つの法案を重要法案だと断定しておるわけなんです。このような重要法案が審議されて、而も会期はまだあつて来るから、やはりここで質問を控へれば、お前たちは質問がもうないだろう、だから質疑打ち切りだ、七十分時間やつたからこれで打ち切りだ、こういうことでは困る、かなわんと思う。公聴会も入れたら証人喚問も入れたら連合審査も入れたら七十時間、八十分時間、そんなことを言つたらほかのほうに時間をとられて困るということになると思ふのです。だからそういう点を委員長にちよつとお伺ひしたいのですが、(「時間が大事故だ」と呼ぶ者あり)自由党のほうはちよつと黙つて下さい。(笑聲)委員長にお伺ひしたいのですが、今日みんなやはりお互ひに疲れてゐるわけですね。それでまあ……(「明日は休みですよ」と呼ぶ者あり)いや、そういうわけで大体目安をきめてもらへばいいと思ふのです。それに従つて私は無理をしようとは思ひませ

ん。だからその点をお諮り願つて……○委員長(川村松助君) ちよつと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。相馬君。

○岡三郎君 第一段の質問は……

○相馬助治君 議事進行について。

○委員長(川村松助君) ちよつと議事進行の発言ですか……

○岡三郎君 ちよつと一つ二つやつてから……(発言中と呼ぶ者あり)

○相馬助治君 議事進行のほうが優先するんだ。

○委員長(川村松助君) 発言中だった、では……

○岡三郎君 議事進行の意見もあるの、それも尊重して私はやりますから、それで文部大臣が、日教組が政治的団体の嫌いと、いろいろ言われて来ているわけだ。私はいろいろとそういう見解を持たれることは、あなたのお勝手とも言い切れないわけなんです。もう少し組合の運営なり、その組合の歴史なり、そういったものをよく知った中から一つ一つの素材というものを精巧に判断してもらわないと、或る意図を持って、いわゆるこの法案の裏付けをせんがための証を立てるために、あれこれと署名を集めたような形で、これはあつた、これはこうだと判断をせられていく嫌いが私は随分あると思う。これは私は、将来よくわかる時期が来ると思うので、あえて私はここであなたにそういうふうに通つてもいい、二私は言つておきたいと思う。私の考えるところでは、労働運動が終戦後発足して、当時の最高権威であつた総司令部が組合の結成を奨励して、そして日本の民主化のこれは一つの柱に

して来たわけだ。組合運動についていろいろとありましよう。併しその中で少くとも終戦直後、労働組合として教員組合も許されて、そうしてその中でそれ／＼の行動をして来たわけなんです。当時の組合の運営というものは、殆んど給与一点張で、そうして六百万圓争から順次ベース・アップの闘争が殆んどであつたわけだ。そういうふうな中で、いろいろ／＼その他の組合の運営もあつて、これはマツカーサー書簡によつて二・一スト後労働権を剝奪する代りに人事院というものを設置したのである。当時のマツカーサー書簡というものをよく読めば、正しく言えば、憲法に保障されている通りに、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する」という条項というものは、ゆるがせにはできないから、併し公務員であるということによつて、公共の福祉その他を考へて、人事院を設置して、これで公務員の生活安定を図るということで、権利を取上げる場合においても、いろいろ／＼とそういう言い訳がましいような書簡を出して、そして処置して来たわけだ。ところが公務員に対してはこういう処置をとつて来たのです。人事院そのものが勧告をした勧告が、人事院そのものが勧告をした勧告を、政府はどれだけ実施して来たのか、この間において組合運動もさまたげありました。いろいろ／＼と変革もあつたわけですが、少くとも純正公平に、こういう公務員は、やはりインフレーションの波の中で非常に生活は苦しい、そういう中で、せめて労働組合の要求と、政府の出した数字との間の人事院の勧告程度は実施してもよからう、政府の財政は苦しいけれども、そういう

ふうな状態で、仕組で人事院というものが設置されたからには、やはりそれを実施してもらいたいということには、私は行き過ぎでも何でもない、公務員の正しいあり方だと思つて、それを推進して行く団体、組合の行動も正しいと思う、ところが政府のほうはあれこれいろいろのことを言われるけれども、それが本当に公務員全体に納得できるような言い訳ではなかつたわけだ。我々にな言わせれば、そういう中で人事院その他の勧告は、これをなか／＼国会も認めてくれない、で、我々は政府に交渉し、或いは当時の総司令部の公務員制度課に陳情し、或いは人事院にこれを陳情し、そういうふうな中において、当時政府並びに公務員制度課は何を言つたかという、君たちの意見が容れられないのは、国会の数が足りないのだ、君たちの言つてゐることは至当である、その程度の給与というものはやり繰りすればできないことはないと思ふ。そういうふうにはこれは絶対のものではなくして相対的なものだから、こういうものに対しては君たちはできるだけの許された範囲において行動すべきである、こういうふうな言われて来たわけなんです。我々はそれを忠実に守つて、そうして、「公聴会だ」と呼ぶ者あり、ちよつと待ちなさいよ。公務員というものが給与を改善するため選挙闘争というものも、これは合法の中においてやるといふふうにしてやつて来たわけなんです。ところが、教員組合がそういう生活改善のために一生懸命にならねばならぬ、何とかしてその事実を具体的にいつきと具現しなければならぬ、形に表わさなければならぬ。そこに許されたいろ／＼な

方法がとられて来たわけなんです。ところが驚くなら、その後において地公法が改正されて、団体の結成に対しても政府の重圧が加つて来たわけなんです。つまり、全国の連合団体は認めない、都道府県のいわゆる連合団体も条件を付ける、市町村の単位組合ということも基本にするといふふうな、抜本的な考え方をして来たわけなんです。こういうふうな、団体の結成に対しても不当干渉をして、あれこれといろいろなことを言つて来ておるその中で、「質問をしなさい、釈明か質問か」と呼ぶ者あり、初めから言つていじやないか、委員長、ちよつと時間をとらせるから注意して下さい。(笑聲)いいから黙つて聞いていらつしやい。(質問だか何だかわからない)と呼ぶ者あり、ちよつと御静粛に願います。(笑聲)

○委員長(川村松助君) 御静粛に願います。

○岡三郎君 そこで、団体そのものに今言つたように不当干渉をして来て、そうして日教組というものを、中央本部は任意団体にしたわけなんです。都道府県のほうには職員団体という枠の内でもそれ／＼の行動というものを規制し、日教組というものを任意団体にして、そうして文部当局に交渉に行つても、お前たちは団体交渉を許されていないから会合必要はないのだ、法的に言つてお前たちと交渉する必要はないのだ、こういうふうな行き方で正しい組合というものが助成されるか。私は、労働政策なり、こういう公務員の職員団体に對して、労働組合が過激だとか何とか言つても、私はそれを政府が一方的にそういうふう

に断定せられることは無理だと思ふ。それはやはり一つの考え方としては偏つておる考え方であつて、もう少し中正に考えるならば、やはり職員団体であらうと何であらうと、そういうものは法的な裏付けをしたものを許して、その中において行き過ぎがあるならば行き過ぎがあるといふふうな指摘されるならばよい。給与の交渉に教組が文部省に行つても、君たちは正當に認められておらないのだからと、給与の問題もまたもに交渉のできないような構成の仕方にしておいて、それならばやはり教員組合は教員組合としていろいろな方法を考へなければならぬ。而もあなたの方で言つておる、日教組は政治団体のきらいがあると云つておられるけれども、教員組合といふものは他の労働組合とは違ふことをあなた自身が一番言つておるはずなんです。教員組合といふものは子供の本当の幸福を願ふことが中心だと思ふけれども、併しやはりその基本になるものは教員自体の生活を裏表なしに作り上げることが必要だと、つまり表で聖職のようなことを言つても、裏で生徒の親からいろいろ／＼なものをもらつたり、或いは夜間に内職をして子供に教えるというやうなことをやつていて、国の重要な負託に應じる教師には私はなれんと思ふ。そういうふうにして子供の幸福を考え、自己の生活を守るためにいろいろ／＼と仕事をして来た。そこに朝鮮事変が始まつて、そうしてあの三十八度線のところまで二大勢力が格闘しておる、その中において、いわんや何ぞ日本がその中に巻き込まれるかわからんといふときに、教師がここのいわゆる戦争の危機を回避するために日本はこいつの問題

に巻き込まれないようにしようという考え方、私は当然出て来ると思うし、憲法に規定せられておる事項そのものについても、馬鹿まじめに考えれば考えるほど、私はそういう方向というものが出来て来ると思う。そういう経路を抜きにして、これは政治団体だとか行き過ぎだとかいうことばかり言つて取締られるということ自体、私は残念で堪らないわけなんです。私の考えでおるところは、そういう意味において労働運動なり組合運動なりというものをやはり民主的に運営させるためには、それ／＼のそれだけの余裕を与えて、その中においてやはり十分反省を求め、そういうふうな運営としてゆく、そういうふうな運営が私は必要ではないかと思うわけなんです。そういうことをせんで、手も足も全部ふん縛つておいて、そうして何か……手も足もふん縛つたら正當に歩けないじやないですか、転がつて行く以外にないじやないですか。そういう歩き方はないといつたつて、そういう仕方を要請している。だからこれは教員組合が行き過ぎだということを言われているけれども、我々からいへば、こういう法案を追討し法案だというふうに考えておるわけでは、追討的に、情勢が変化して日本がアメリカとの関連において／＼な紐付を受けた、そういうふうな形の中において、更に教員組合に追討をかけようとするこれは法案じやないか、私はこれは僻見ではないというふうには思つてはいるわけなんです。三思三考しても私はやはり……、そういう拠りどころがあるから、悪ければ卒然として反省することによぶさ

かでないわけなんです。そういうふうな立場でものを見てゆかないと、いつまで経つてもこういうふうなトラブルというものは私は終らぬと思う。そこで私はそういうふうな点を文部大臣に今言つたわけなんです。そこで私御質問申上げますが、憲法で規定されていることで、あえて私はここでく／＼しく申上げませんが、やはり一つの教師の団体なりそういうものが運営よろしきを得よとか、或いはもう少し穩健になれとかいふような方式を言われるけれども、それにはそれなりの仕事場といひますか、運営をするところの裕りとか、そういうものを私は与えてゆく必要があると思うのですが、これは大臣如何ですか。

○國務大臣(大津茂雄君) 只今問答から……私は日教組の事情については無論詳しいことは承知してはおります。又岡君から只今幾々日教組の今日に至るまでの事情なり、経過なりその又やむを得ざる事情、ゆえんについて御説明を聞きましたが、それは傾聴いたしました。私はこれはその通りであるものとして承ります。又岡君自身その間日教組の最高首魁者として／＼御苦衷のあつたことは実は御想像申上げておつたのであります。でありますから、私は今日の日教組の誰が悪い、彼が悪いというふうなことは考えておりませんし、又日教組が今日政治的な偏向を示しておるということについて、そのこと自体を不都合であるとかいふことは私は考えていない。少くとも現在の法制下においてこれを不都合だときめつける理由はない、こう思つております。このことは

この法案の提出せられる前から、日教組の諸君が私どものところに会見に見えまして、又新聞記者諸君の質問その他に對しましても、日教組が団体としてどういふあり方をしておるかという点について、それを直接に私がいけなかつたといふことはある。あえて言わねえ、ただその日教組の考え方からして日本教育そのものの上に偏面的な傾向が現われるとすれば、これは至大の関心を払わざるを得ない、終始一貫して私はそういうふうな考え方でもあつたし、又そういう言ひ方をしておると思ひます。これはあなたの後輩である現在の日教組の幹部のかたにお聞き質しなつても、私は一貫してそういうふうな言つておるつもりであります。又日教組が政治的な偏向を示しておるという点については、これは私だけの観測ではないと思ひます。今日一般にさうなことを認めておると思ひます。〔組織上の問題だと呼ぶ者あり〕併しそのことが直ちに甚だ不都合であるといふふうには私は考えていないといふことは今申し上げた通りです。この国会において日教組が政治的団体と申うかどうかという種類の御質問がありますから、それを申上げておつたのであります。でありますから、この政治的団体であるからすぐこの法律の対象にするという点は、この法律には出て来ないものであります。要するにこの偏向教育といふものについてこれは是非守らなければならぬ、日教組の今日まで歩んで来られた幾多困難の途、又従つて今申されたような余儀なくさういふ傾向に追い込まれた事情も恐らくさうであるうかと思ひます。私はこの法律案が成立した

場合においても日教組が真に当初に考えられたような職員の経済的事情の向上であるとか、勤務条件の改善であるとか、そういうことをひた向きの目的として、さうしてその途を進んで行かれるといふことであれば、成るほど承るという点で法制上においてもいろいろ困難があつたであつたでしょう。私は今後においてもさういふ意味において教職員団体がその途を進まれるということであれば、若し私がそれに對して何らかの御助成を申上げるといふ関係があれば決してそれにやぶさかではありません。ただ日教組が勢いの赴くところでありましたらうが、又極めて矯激な一部の分子のために、幹部の中に知らず／＼自分では気がつかずについて、共產黨その他の矯激な連中に乗せられるところとなつて、さうしてその政治的偏向を強めており、進んでは学校の教育の場にその影響が非常に現われておるといふことだけは是非これは直して頂きたい。私は日教組自身が健全なる職員団体として今後の発達を期せられるならば、文部省の、少くとも私の関する限りはこれを決して敵に廻さういふ気持はありません。

○岡三郎君 いろいろと大臣が今お答えになつたわけですが、根本問題として一般の経済問題が政治問題に移つて行くといふことは、これは労働組合運動においても、一般の社会問題においても、ひとしく認めておるところなわけです。いわゆるアメリカのILO、CIOがこの前の大統領選挙においてそれを示したといふことはしなかつたけれども、スチーブンソンを推薦して強力なる運動を展開してアイゼンハワー

に反対をやつたといふ事実があるわけなんです。つまりすべて経済問題といふものは政治問題を抜きにして解決されないといふところに現代の問題が私はあると思う。そういう観点から経済運動と政治問題と、即ち政治闘争と経済闘争、そういうものを二元化するといふ考え方は我々の今までの検討の結果から言へば古いわけである。経済といふものが政治とどういふ結び付きがあるかといふことは人事院の勧告一つにしてもこれはすべて政治問題化して来るわけなんです。そういうわけで、今広汎に私鉄のかた／＼がストライキをやつておる。この点について、憲法に保障されておる事項の中で経済闘争をやつておるわけですが、併しあれはやはり発展して今政治問題化しようといふふうになつておるわけなんです。国鉄の問題においても然り、すべての問題において然りです。それが教職員なるが故に労働権を取り、人事院の勧告も當てはまらない。今義務教育学校職員に對しては同じ学校を卒業して同じ勤務をしておる者が高等学校と義務制に分けられて、さうして義務制のほうを低くする、こういう形で、而もその義務制にはこういう法律の枠を別に適用する、こういうふうなことを義務制にのみ職性を強いておるといふ形の文教政策は私は何とかこれをやめてもらいたいといふことは、坊主僧けりや袈裟まで憎いといふわけで、日教組に對して大達文相がこれが氣に食わぬといふ点はわかるにしても、それを結成しておる義務教育学校の職員に對して不当な取扱をするといふことは、私は困ると思ひます。併しこれについては後刻又十分時間をとつて私は言ひたい

第七部 文部委員会會議録第三十一号 昭和二十九年四月二十八日【參議院】

と思うのだが、少くとも今までの文教政策をずっと見て来ると、吉田首相はしばしば義務教育の尊重を言い、前の天野文相も義務教育の完遂ということを言われて来た。義務教育というのは教育の基本をなすものであるから、これを国家として尊重しなければならんし、それに従事する職員に対しても十分考慮を加えなければならんということをしば、仰せられて来たわけなんです。それに対して三本建において同じ大学を卒業して、同じ学校に就職しているならば、同じにしてもいいけれども、学校の職場が違つたならば、その人間は俸給に差等をつけられなければならぬ、こういうことを重要政策において、経済問題において義務制の教員に対してやつて、又この法案においては義務職員に対して一つの枠をかけて来る。私はこういうふうなことに於いて大臣がどういうふうにお考えになつてゐるか、その点を一つお聞きしたいと思う。

○国務大臣(大達茂雄君) 労働組合というものが経済と、なるほど政治というものは密接な関連がありますから、政治的の方向に向い易いということは私も同様である、そう思います。殊に我が国のように戦後に労働組合運動というものが急激に発達していますか、世の中に出て来て、今までの伝統もなければ、歴史もない、いわゆる完熟をしておらない。そういう場合に、とかくそのほうに走るような傾向を持ち易いという点も十分私はそうであらうと思います。併しそれにはおのずから限界があると思うのであります。殊にこれは日教組側に気がついておられるか、気がついておられないということ

はまさかと思ひますけれども、なるほど私は労働運動については知識はありませんけれども、併しこれはやはり労働者として自分の経済上の利益を推進するために自分の考へる手段というものがあろうと思ひます。その場合に業務管理と申しますか、これは共産党においてそういうことを望んでおられると思ひますが、業務管理の方式をとられるということは、これはとかく我々の常識としては正常な組合運動とは私は考へておらん、いずれの労働組合の場合においても、で、日教組の場合においてはそれ／＼の組合員の職場である、つまり職場である教育の場、この点が私は最も関心を持たざるを得ない点であります。でありますからして、成るほど日教組は公務員でありますから、その関係において労働運動を展開する上においてもいろいろ／＼な制約があるということは、私もその通りであると思ひます。併しそれであるからといつて、業務管理の方式が採用せられていて、その職場に労働組合運動が浸透して行く。これは私は義務教育が大切であればあるだけに、これは是非やめてもらわなければならぬ、こういうふうには私は思ひます。職場に浸透して行つて、そうして今日の日教組がややもすると共産党、少くとも社会党左派の主張と合致するようにな、そういう政治的な偏向的な教育を職場において持込んでおる、こういう点はこれは日本の教育が大切であると思へば、これはそのままで放つておけないのじやないか、こう実は私は思つております。それで今岡君が義務教育だけに特殊な圧迫を加える、こういう

ふうなことをおつしやいましたが、私はこの法律案については義務教育は大切で、これを守るといふ見地に立つておりますことは、前に申上げております。これに特別な圧迫を加えられると感ずるのは、私はそこに日教組の従来に行き過ぎがあるのじやないか、こういうふうには私は思つております。

○相馬助治君 議事進行。同僚岡君の質問に答へた文部大臣の言葉、その内容、かなり重大で、私も関連してお聞きしたいこともありまして、又岡君はこの重要な問題について質疑中でありますので、委員長において特別な事情のない限り、次回の委員会には岡君から発言を許されるというふうなことをも考慮されて、なお高田君、須藤君からも質問の残余の分についての、あることを保留しているようですから、これらも勘案して、この委員会を延ぶべきだとは思ひますが、何せもう十時半ですから、いろいろ／＼な点を考慮して、今晩はこの辺にして散会せられんことの動議を私は提出いたします。

○委員長(川村松助君) 只今の相馬君の動議に御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(川村松助君) 御異議がなければ、今晩はこれを以て散会いたします。

午後十時三十一分散会